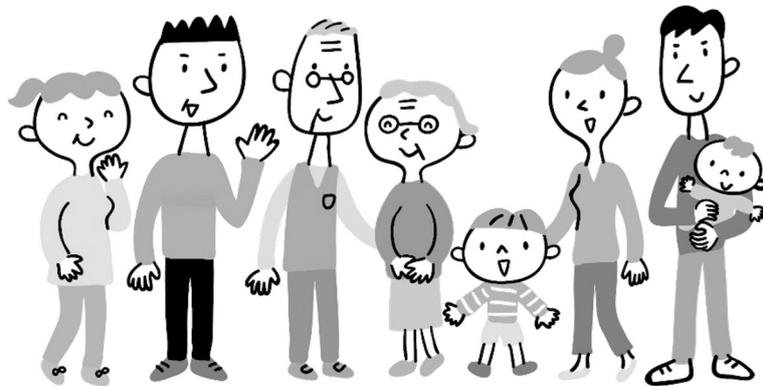


第③期 九度山町福祉計画

(第3期九度山町地域福祉計画)

(第3期九度山町障がい者基本計画)

(第2期九度山町自殺対策計画)



令和6年3月

九度山町

ご挨拶

九度山町では、住民と行政が協働で、地域福祉と障がい者福祉を推進するための基本理念と施策を定め、平成26年に第1期、平成31年に第2期九度山町地域福祉計画・障がい者基本計画を策定し、取り組みを進めてまいりました。

近年、社会情勢がめまぐるしく変化する中、高齢化や人口減少、ライフスタイルや家庭のあり方の多様化が進み、生活困窮やひきこもり、社会的孤立や介護と育児の両立、虐待など地域の福祉課題はより複雑化しており、本町もその例外ではありません。

これらの福祉課題を個人の問題、課題にとらえるのではなく、地域住民と多様な活動主体が横断的、重層的に協働・協力することにより解決していくことが求められています。こうした状況・動向変化に的確に対応し、豊かで活力ある地域づくりと一層の地域福祉と障がい者福祉の向上を推進していく観点から、第2期の基本理念を継承し、改めて第3期九度山町地域福祉・障がい者基本計画として策定を行いました。

また今回の計画では、第2期自殺対策計画も一緒に策定することで、より包括的な計画を策定できたと考えております。

地域福祉・障がい者福祉を推進していくためには、町民一人ひとりが関心を持ち、行政、社会福祉協議会、各関係機関が協働し、それぞれの立場において実践的な活動をしていくことが、自助・共助・公助の確立につながるものと期待しております。今後とも、町民が主人公のまちづくりを推進するため、町民の皆様方の積極的なご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見をいただきました住民の皆様をはじめ、熱心にご議論いただきました九度山町地域福祉計画策定委員会の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月



九度山町長 岡本 章

目次

第1部	総論	1
第1章	計画策定にあたって	2
1	計画策定の背景	2
2	各計画における動向	3
3	計画の位置づけ	6
4	計画の期間	7
5	策定手法	7
第2章	現状・課題まとめ	8
1	本町の概況	8
2	人口・世帯の状況	9
3	高齢者の状況	11
4	障がいのある人の状況	12
5	自殺者の状況	14
6	住民アンケート調査からみる現状	15
7	本計画における課題と方向性	23
第3章	計画の目指す方向	26
1	基本理念	26
2	本計画の考え方	27
3	計画の推進体制	28
第2部	地域福祉計画	29
第1章	計画の目指す方向	30
1	基本目標	30
2	施策体系	32
第2章	施策の展開	33
	基本目標1 認め合い支え合える人づくり	33
	基本目標2 笑顔あふれる地域づくり	41
	基本目標3 地域共生社会を実現する仕組みづくり	47
第3部	障がい者基本計画	57
第1章	計画の目指す方向	58
1	基本目標	58
2	施策体系	59
第2章	施策の展開	60
	基本目標1 とともに生きる社会の仕組みづくり	60
	基本目標2 健やかに暮らしを支えるサービス提供	66
	基本目標3 本人らしい暮らしを実現するための支援	71
	基本目標4 安全・安心のまちづくり	75

第4部 自殺対策計画	79
第1章 計画の目指す方向	80
1 基本方針と目標	80
2 基本施策	83
第2章 施策の展開	84
施策1 地域におけるネットワークの強化	84
施策2 住民へのお知らせと相談	85
施策3 女性・子ども・高齢者層への対策の推進	87
施策4 自殺対策を支える人材育成	90
資料編	91
1 九度山町地域福祉計画策定委員会設置要綱	92
2 九度山町地域福祉計画策定委員会名簿	94

第1部

総論

第 1 章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化や地域での地域住民の社会的なつながりの希薄化などにより、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しています。

また、老老介護、認認介護、ひきこもり、虐待、子どもの貧困等、福祉分野における課題は複雑化、多様化してきています。社会の変化から、社会生活において孤独を覚える、または孤立していることにより心身に有害な影響を受けている人も存在し、こうした状況を踏まえ、国では孤独・孤立対策推進法が公布されています。

こうした時代の変化のなかでいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすためには、全ての人々が人としてお互いを尊重し、助け合い、支え合いながら自分らしく健康で暮らせる地域社会の実現が求められています。

九度山町（以下「本町」という。）においても、少子高齢化や人口減少化が進行し、高齢化率も4割を超えており、今後もさらなる進行が予測されることから、複合化・複雑化する福祉課題への対応は喫緊の課題となっています。

本町では、平成31年3月に「第2期九度山町地域福祉計画」を策定し、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」の実現を目指し、地域福祉施策を推進してきました。

この度、令和5年度に計画期間が終了することから、これまでの取り組みを検証し、本町の地域福祉施策を取り巻く現状と課題を見つめ直し、より実効性のある地域福祉施策を推進するため、「第3期九度山町地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

また、令和元年度に策定した自殺対策計画において、次期計画策定時に福祉計画と一体的に策定することとしており、本計画に内包し、策定することとします。



2 各計画における動向

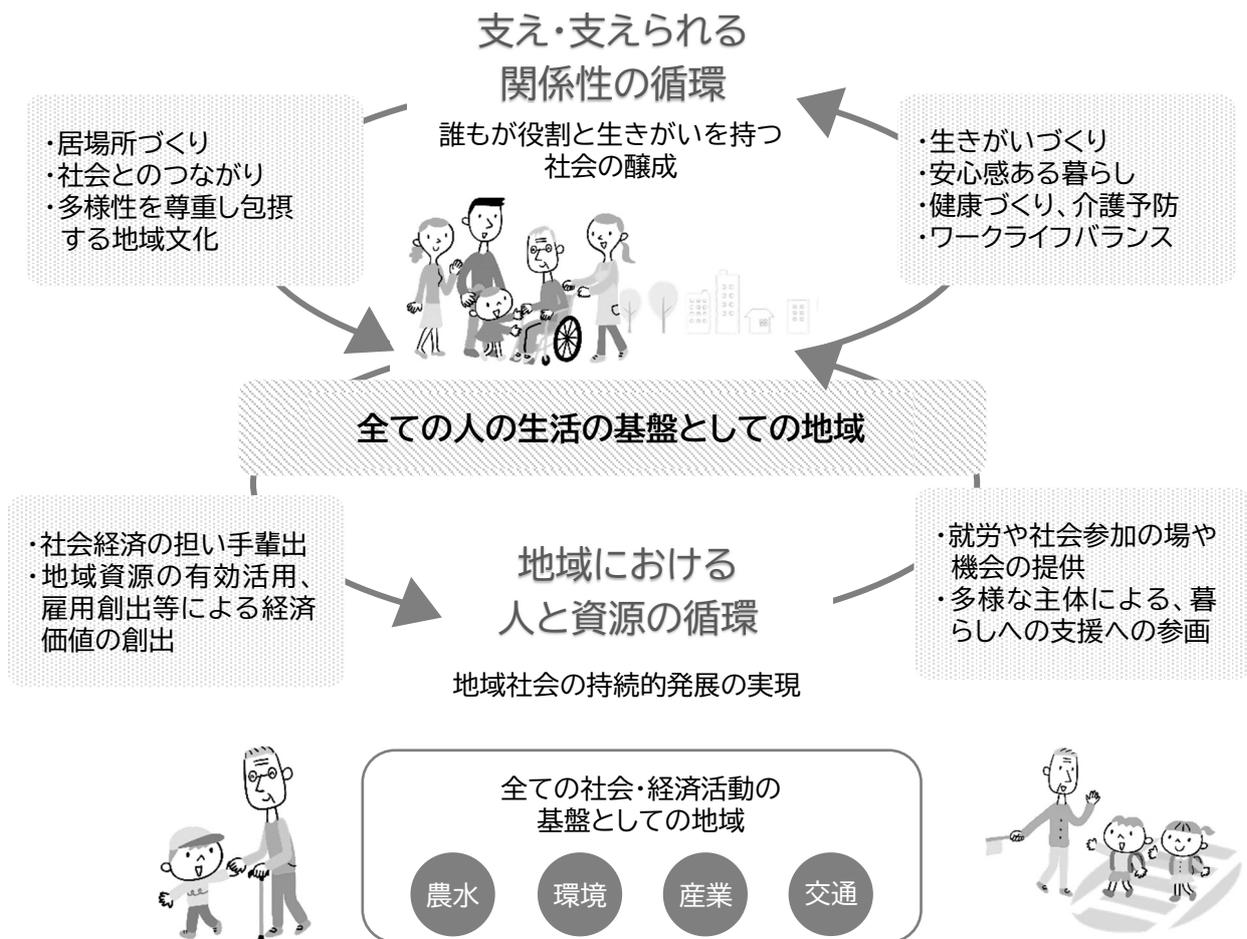
(1) 地域福祉計画の動向

地域福祉計画では地域共生社会の実現を目指すことが大きなテーマとなっています。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

◆「地域共生社会」のイメージ



資料：厚生労働省広報誌「厚生労働」令和3(2021)年4月号を参照

(2) 障がい者基本計画の動向

国の第5次障害者基本計画は、障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。

近年は、障がい者の社会参加や雇用の促進に関する法律等が制定・改定されており、様々な分野における差別の解消、共生社会実現に向けた環境整備が進んでいます。

◆第5次障害者基本計画の概要

〈基本理念〉

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるもの。

〈基本原則〉
地域社会における
共生等・差別の
禁止・国際的協調

〈各分野に共通する横断的視点〉

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ^{※1}の向上
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル^{※2}等を通じた実効性のある取組の推進

〈各分野における障害者施策の基本的な方向〉

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止2. 安全・安心な生活環境の整備3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実4. 防災、防犯等の推進5. 行政等における配慮の充実6. 保健・医療の推進 | <ol style="list-style-type: none">7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進8. 教育の振興9. 雇用・就業、経済的自立の支援10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興11. 国際社会での協力・連携の推進 |
|---|--|

※1 アクセシビリティ…利用のしやすさを指します。

※2 PDCA サイクル…計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の4つの課程を繰り返し、取り組み効率を改善する枠組みを指します。

(3) 自殺対策計画の動向

自殺対策基本法の施行（平成 18（2006）年）以来、自殺は、個人の問題ではなく、社会的な問題と認識されるようになりました。自殺は精神保健上の問題だけでなく、複雑な課程を経て起きていて、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など平均 4 つの要因があるともいわれており、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で取り組むべきであるとされています。

また、全国の自殺者数は減少傾向となっていました。コロナ禍において女性や若い世代の自殺が増加し、社会問題として注目されています。そのような中、自殺対策の指針として令和 4（2022）年 10 月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、重点施策として新たに女性の自殺対策の推進が掲げられました。

◆新しい自殺総合対策大綱のポイント

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- 命の大切さ・尊さ、SOS の出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- 令和 5（2023）年 4 月に設立された「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のための基盤づくりの支援。
- 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

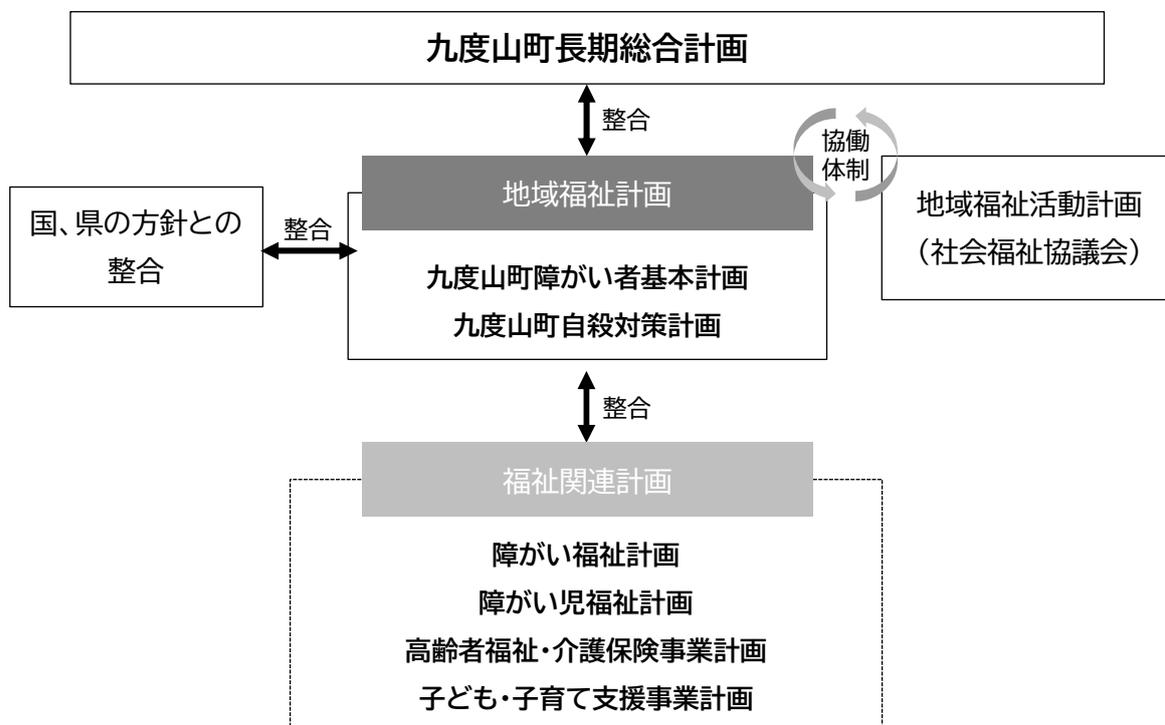
本計画の法的根拠は下記のとおりです。

- 社会福祉法第107条に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」
- 障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」
- 自殺対策基本法第13条第2項に基づく「自殺対策計画」

(2) 他計画との関係

本計画は「九度山町長期総合計画」を上位計画とし、福祉に関する個別計画（「障がい者基本計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「高齢者福祉・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等）における地域福祉施策の基本的な方向性を示すものです。

また、本計画は、福祉計画として、本町の状況や社会情勢を踏まえ、「地域福祉計画」、「障がい者基本計画」、「自殺対策計画」を一体的に策定しています。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

また、福祉関連施策の変化や住民のニーズ、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
地域福祉計画	第2期					第3期				
障がい者基本計画	第2期					第3期				
自殺対策計画		第1期				第2期				

5 策定手法

（1）住民アンケート調査

町内にお住まいの20歳以上（令和5年6月1日現在）の方から1,000人を無作為抽出し、地域との関わりや日常生活の課題、福祉に対する意識や要望を調査、把握しました。

（2）パブリックコメント

令和6年1月17日（水）～令和6年1月31日（水）の期間、計画の素案を町ホームページ等で公表し、意見を募集しました。

第 2 章 現状・課題まとめ



1 本町の概況

本町は、和歌山県の北東部にあり、伊都・橋本地域のほぼ中央部に位置し、東と北は橋本市に、西はかつらぎ町に、南は高野町に接しています。南隣の高野町域が本町の中央に深く入り込み、蝶の形で東西に2分されているとともに、町内に橋本市の飛び地があります。

本町域は県内最大の河川である紀の川の左岸に開け、東西 11.8km、南北 8.5km、総面積 44.15 平方 km で、紀伊山地の支脈によって覆われ、険しい急傾斜地が多く、総面積の約 75% が森林地帯となっています。

本町内を流れる河川には、東部を流れる丹生川と、西部を流れる不動谷川があり、2 つは町内中央部で合流し、紀の川にそそいでいます。

交通網は、明治 34 (1901) 年に紀和鉄道が開通し、さらに大正 14 (1925) 年に南海鉄道が高野下まで開通、そして昭和 4 (1929) 年高野山電気鉄道の高野下～極楽橋間の開通により、大阪難波と高野山が鉄道で直結されました。さらに、昭和 35 (1960) 年に高野山有料道路として下古沢～高野山大門間の自動車専用道路が新設されています。

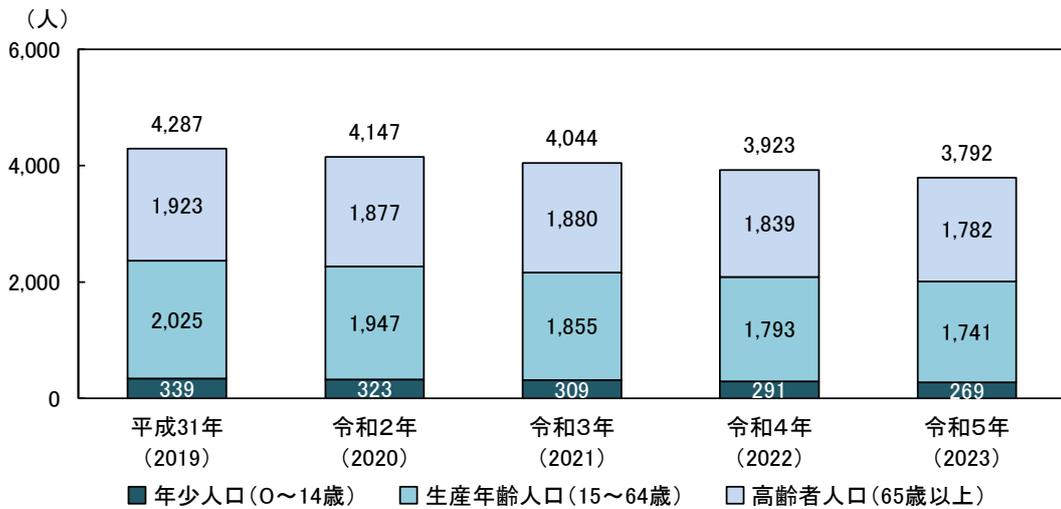
これにより、物資の集散地及び宿場町として栄えてきた本町域は、山林業や地場産業の織物業、柿やみかんなどの果樹栽培を中心とした地域に変貌していきました。さらに、近年の山林業や織物業の不振などにより、現在では、日本一の品質を誇る富有柿を中心とする果樹栽培が本町における主要産業となっています。

2 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

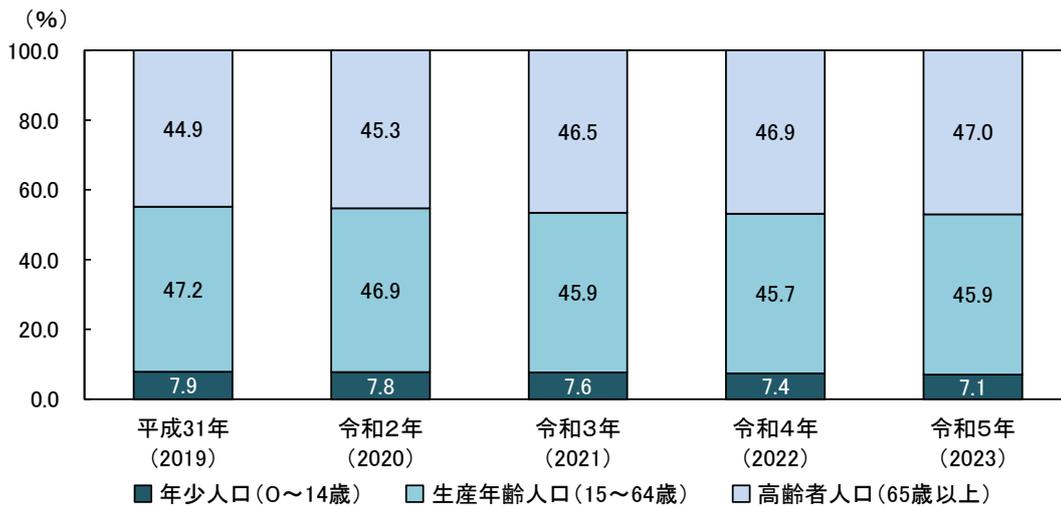
総人口は、平成31年以降減少を続け、令和5年には3,792人となっています。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）ともに減少し、高齢化率は令和5年において47.0%となっています。

◆3区分別人口の推移



資料：九度山町住民基本台帳（各年3月末現在）

◆3区分別人口比の推移



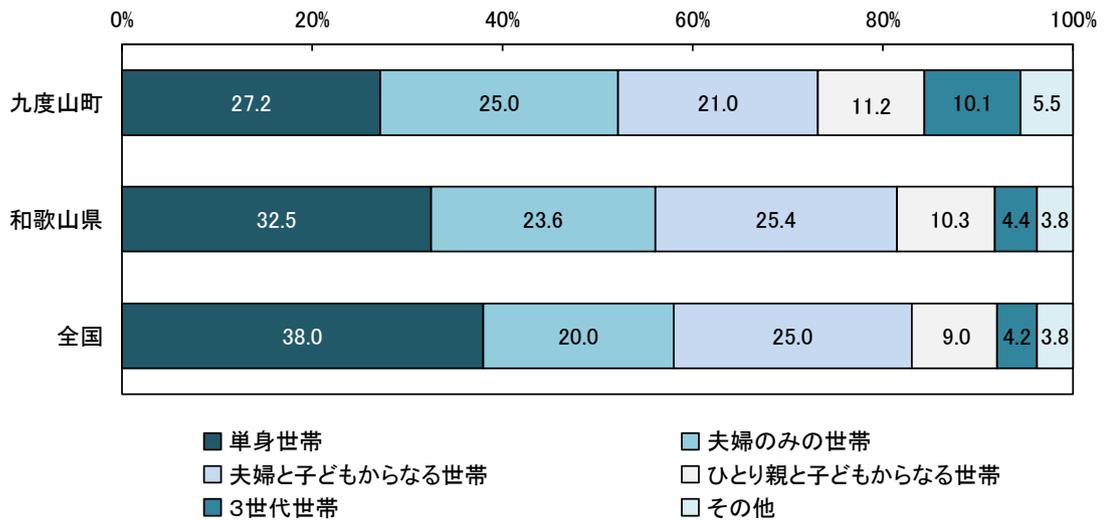
資料：九度山町住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯類型の状況

世帯類型は、単身世帯が27.2%と最も高く、次いで夫婦のみの世帯が25.0%、夫婦と子どもからなる世帯が21.0%となっています。

国・県と比較すると、単身世帯の割合は低く、3世代世帯の割合は高くなっています。

◆世帯類型の状況(令和2年)



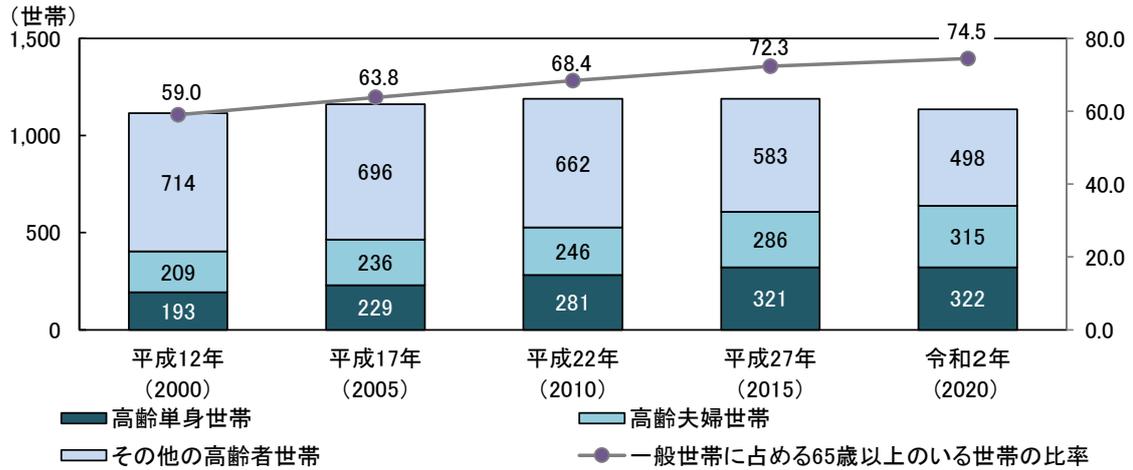
資料：国勢調査

3 高齢者の状況

(1) 65歳以上の高齢者がいる世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯数は、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯ともに増加しています。一般世帯に占める65歳以上のいる世帯の比率は、令和2年において74.5%となっています。

◆65歳以上の高齢者がいる世帯の状況

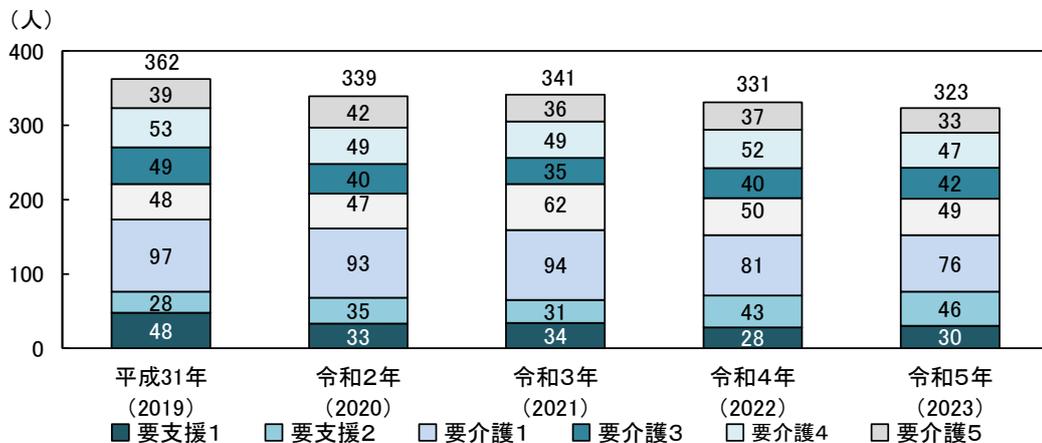


資料：国勢調査

(2) 要支援・要介護認定の状況

要支援・要介護認定者数は、平成31年から令和5年にかけて増減がみられるものの、減少傾向で推移し、令和5年では323人となっています。要支援・要介護度別にみると、要支援2は増加傾向、要介護1は減少傾向で推移しています。

◆要支援・要介護認定の状況



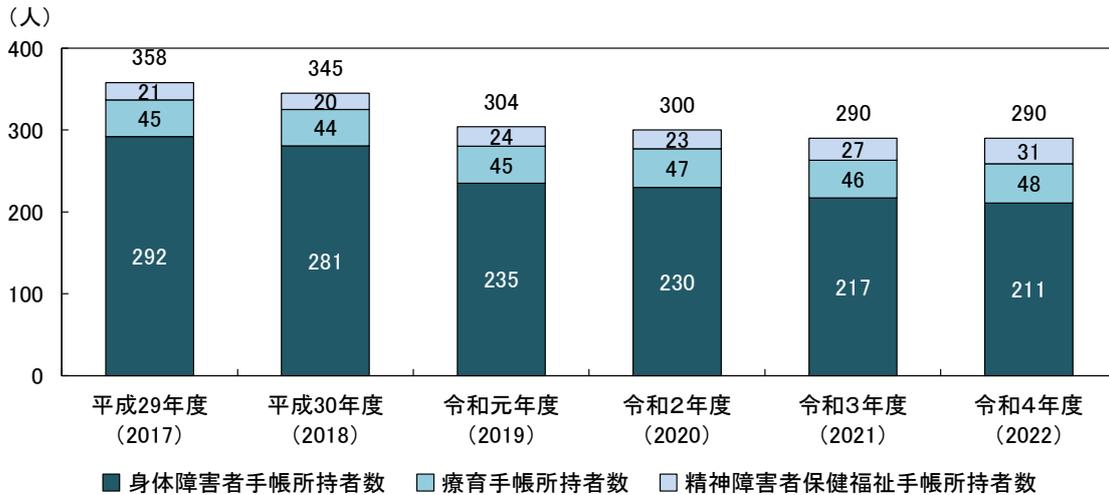
資料：介護保険事業報告（各年9月末時点）

4 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者の総数は、平成29年度以降減少傾向で推移し、令和4年度において、身体障害者手帳所持者数は211人、療育手帳所持者数は48人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は31人となっています。

◆障害者手帳所持者数の推移

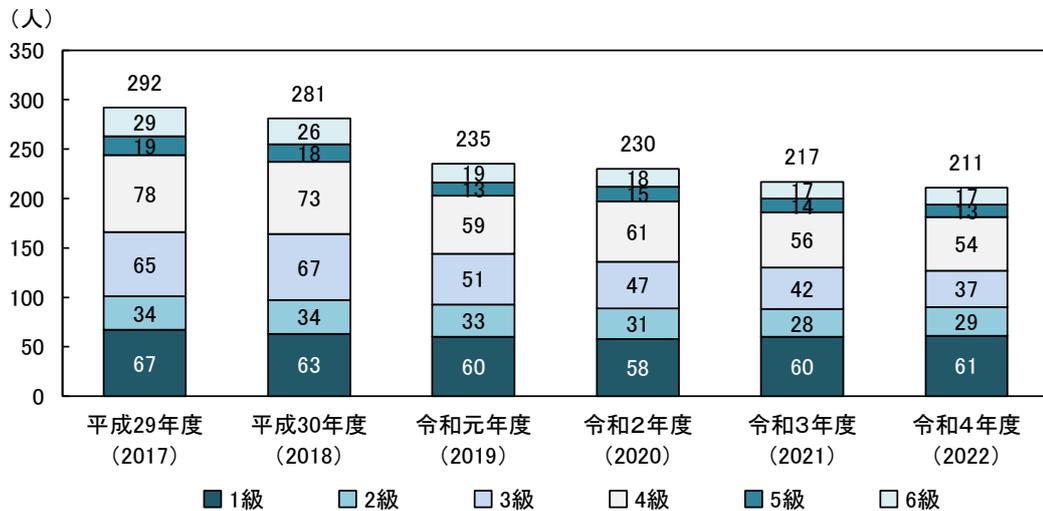


資料：福祉課

(2) 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者の総数は、平成29年度以降、減少傾向で推移しています。等級別にみると、各年度ともに1級が最も多く、令和4年度では61人と全体の28.9%を占めています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移

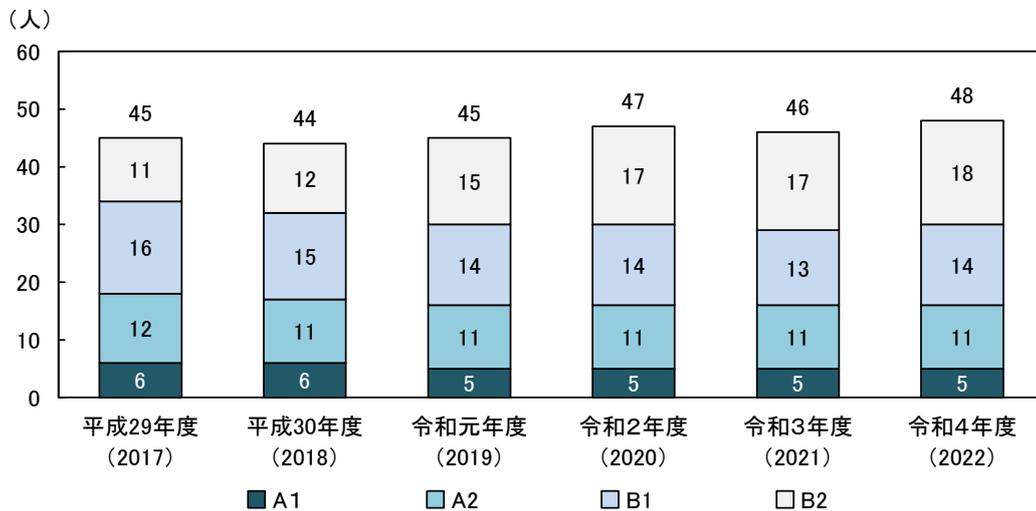


資料：福祉課

(3) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者の総数は、平成29年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。等級別にみると、B2が増加しており、令和4年度では18人と全体の37.5%を占めています。

◆療育手帳所持者数の推移

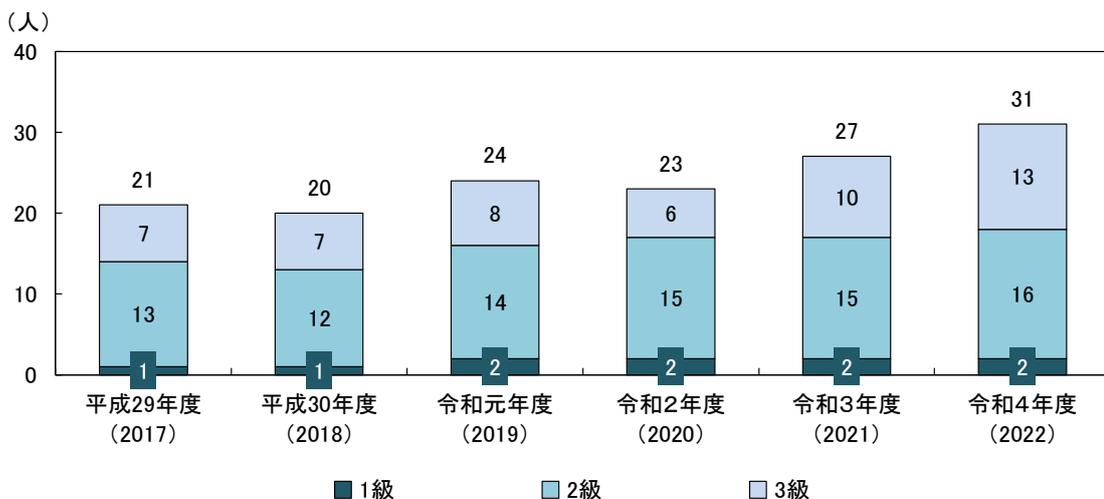


資料：福祉課

(4) 精神保健福祉手帳所持者の推移

精神保健福祉手帳所持者の総数は、平成29年度以降、増加傾向で推移しています。等級別にみると、2級・3級が増加しており、令和4年度ではそれぞれ16人・13人となっています。

◆精神保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課

5 自殺者の状況

本町は自殺件数が少ないため、統計データでは年によって数値が大きくなってしまいます。そのため、国や県の統計データとの比較は参考値としています。

(1) 自殺死亡者数の推移

自殺者数の総数は平成 30 年に 4 人となっており、平成 29 年、令和 2～4 年は 1 人程度となっています。

(2) 年代別自殺者数の推移

年代別自殺者数は 70 歳代が最も多く、次いで 60 歳代、80 歳代となっています。



本町は自殺件数が少ないことから、自殺対策計画において、自殺者を 0 人とすることを継続的に目標にする必要があります。今回の計画から、地域福祉計画と一体的に策定することで、社会的リスクを軽減し、自殺者がいないまちを目指します。

6 住民アンケート調査からみる現状

(1) 調査実施概要

調査の目的

○アンケート調査は、これまで各分野で実施した住民アンケート調査の内容も踏まえ、皆様の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、「九度山町福祉計画」の見直しの基礎資料とするため実施しました。

- 調査対象者 : 九度山町在住の20歳以上（令和5年6月1日現在）の1,000人
（住民データによる無作為抽出）
- 調査期間 : 令和5年7月28日（金）～令和5年8月22日（火）
- 調査方法 : 郵送による配布・回収

調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
20歳以上の住民	1,000人	404人	40.4%

(2) 調査結果概要

①回答者について

まとめ

回答者については、女性が多く、年齢層は60歳以上が多くなっています。そのため、居住年数は30年以上の人が多くなっています。

〈性別〉

男性 40.6%
女性 56.7%

〈年齢〉

60歳以上 48.0%
60歳以下 48.3%

〈職業〉

会社員 24.3%
主婦(主夫) 19.1%
無職 15.3%

〈居住年数〉

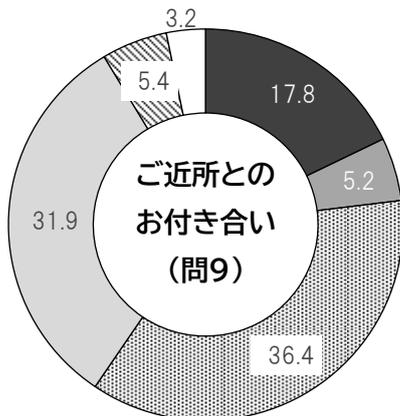
30年以上 68.8%
30年未満 28.8%



②地域について

まとめ

地域について、ご近所とお付き合いは「会ったときには立ち話をする」が多くなっていることから、日頃からのお付き合いがあることが伺えますが、地域の範囲については、前回調査時よりも「わからない」が増えていることから、身近な「地域」が認識できていない人が増えた可能性があり、地域福祉を推進する上で、「地域」を認識するための取組が必要となっています。



- 困ったときにはお互いに助け合う
- お互いによく訪問し合う
- 会ったときには立ち話をする
- あいさつをする程度
- ほとんど付き合いはない
- 不明・無回答

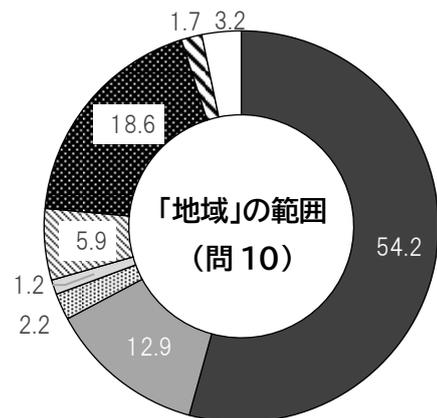
会ったときには立ち話をする関係性が多い。

● 近所付き合いについてみると、「会ったときには立ち話をする」と「あいさつをする程度」が多くなっています。



隣近所・班を身近な地域として感じている人が多い。

● 前回調査時から「わからない」が増え、「町内会・区会」が減少しています。



- 隣近所・班
- 町内会・区会
- 小学校区
- 中学校区
- 九度山町全域
- わからない
- その他
- 不明・無回答

③日常生活の困りごとについて

まとめ

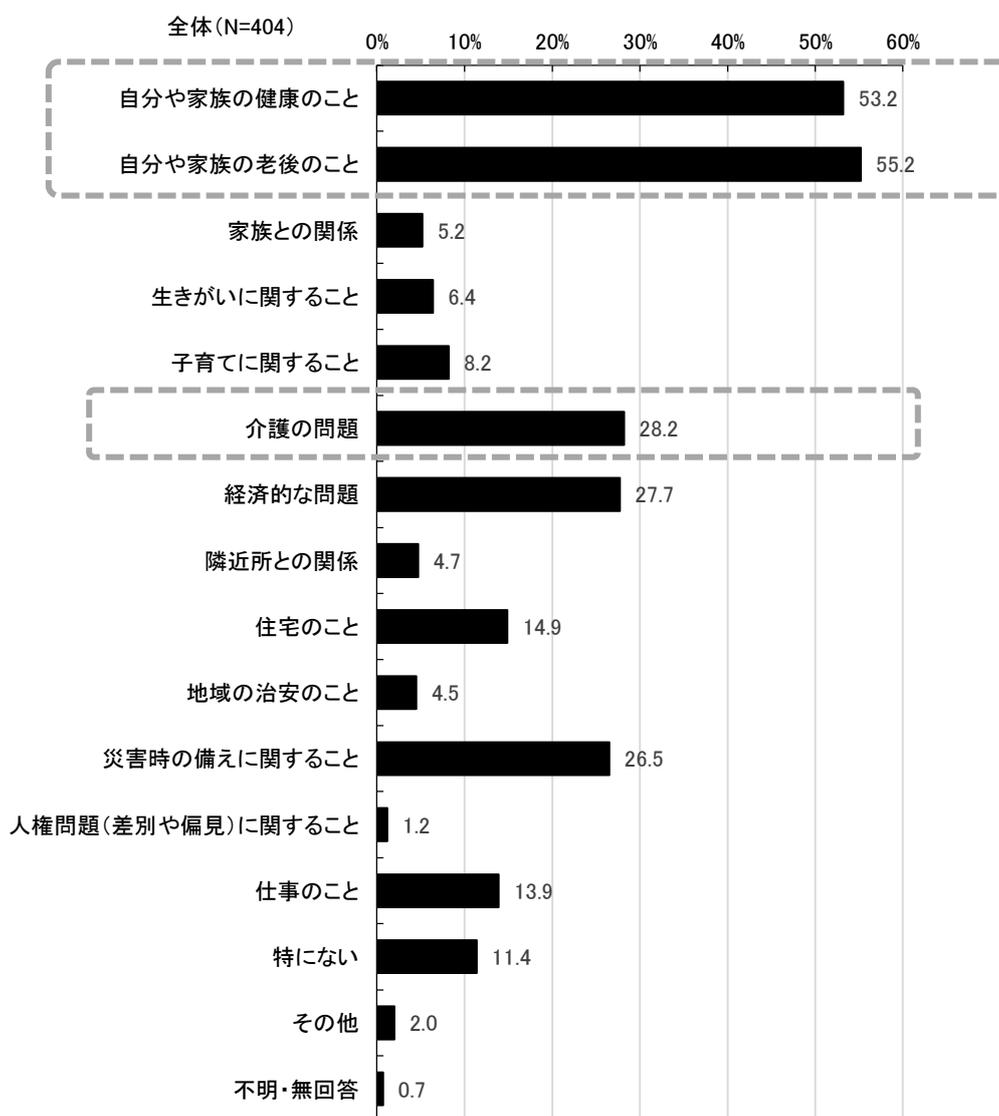
日常生活の困りごとについては、高齢化の影響を感じ、回答者自身や家族の健康のこと、老後のことなどが多くなっています。交通手段で困っていない人が多いことや手助けしてほしいことが特にないと回答している人も多いですが、今後の高齢化に対応した取組を推進する必要があります。

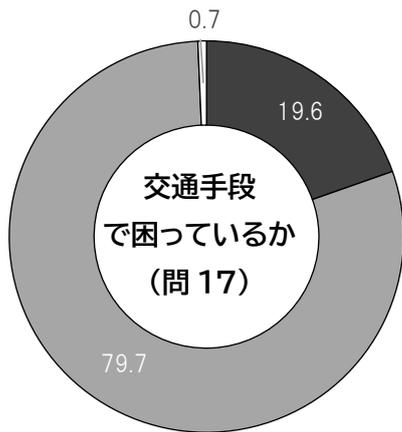
高齢化の影響による不安を感じている人が多い。

- 日常生活で感じている悩みや不安は「自分や家族の老後のこと」、「自分や家族の健康のこと」、「介護の問題」が多くなっています。



日々の生活においてどのような悩みや不安を感じていますか。(問 15)

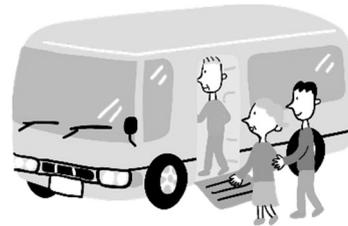




■ある □ない ○不明・無回答

交通手段で困っていない人が多い。

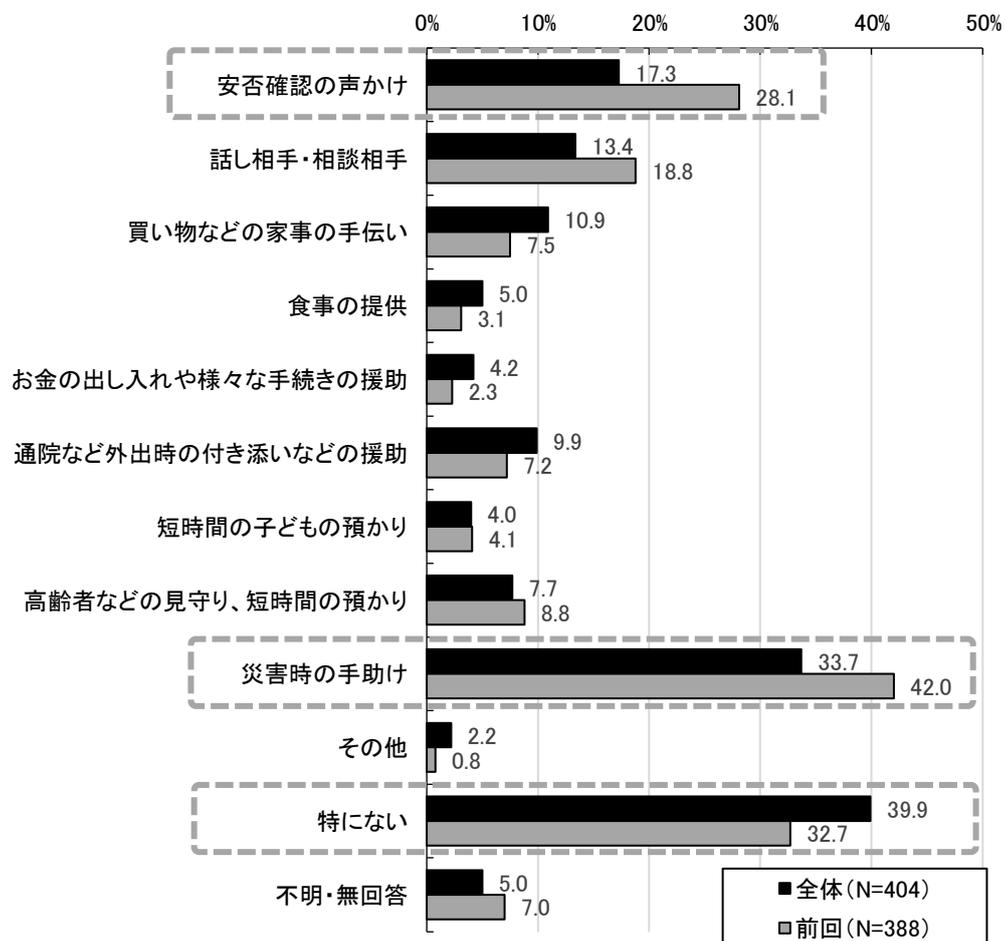
●交通手段で困っていない人は多いと回答していますが、高齢化が進む本町において、移動手段の確保は重要な取組となっています。



災害時の手助けを求む声が多いが、「特にない」が増える。

●地域で手助けしてほしいことでは、「災害時の手助け」や「安否確認の声かけ」が多くなっている一方で、「特にない」も多くなっています。

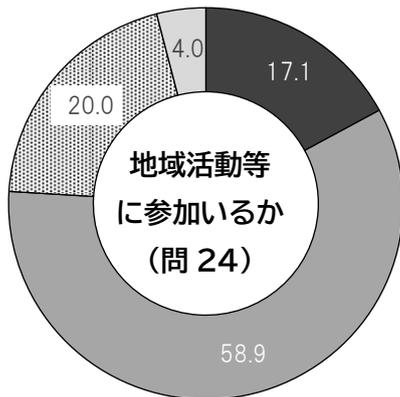
暮らしの中で、地域で手助けしてほしいこと(問19)



④地域活動やボランティアについて

まとめ

地域活動やボランティアについては、参加したことがない人が半数以上いる現状で、時間がないことを理由にしている一方で、参加機会がないことを理由にしている人も多くなっています。若い世代への参加を呼びかけることや情報発信を望む声も多いことから情報発信を強化する必要があります。



- 現在参加している
- 参加したことがない
- ▨ 現在は参加していないが、過去に参加したことがある
- 不明・無回答

参加している人は約2割。

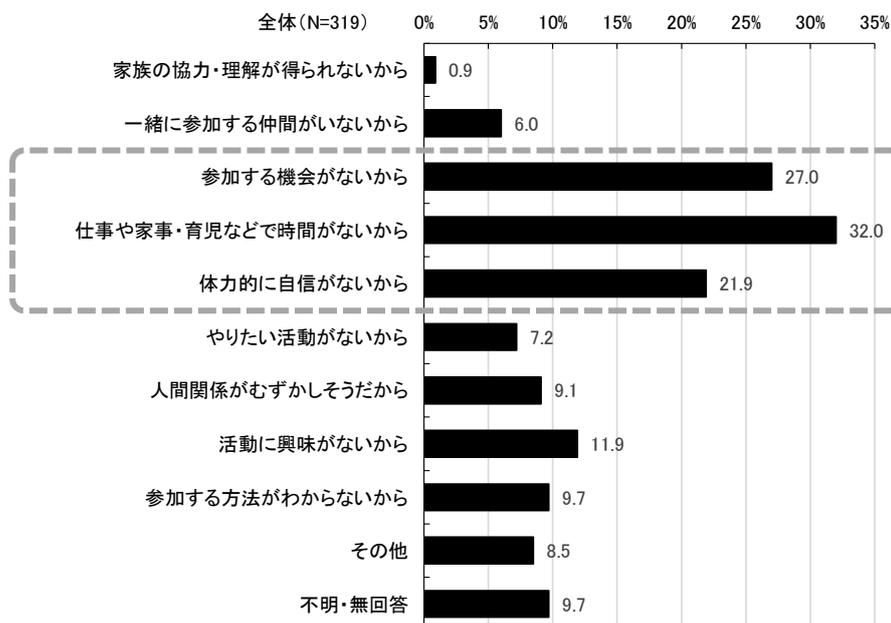
● 地域活動やボランティア・NPO活動などの参加経験は半数以上が参加したことがないと回答しています。今後は、過去に参加していた人も踏まえ、参加したことがない人への参加促進が求められます。



時間がないと回答している一方で、参加する機会がないも多い。

● 参加していない理由については「仕事や家事・育児などで時間がないから」、「参加する機会がないから」、「体力的に自信がないから」となっています。

地域活動やボランティア・NPO活動などに参加していない理由(問 26)



⑤障がいのある人とのふれあいについて

まとめ

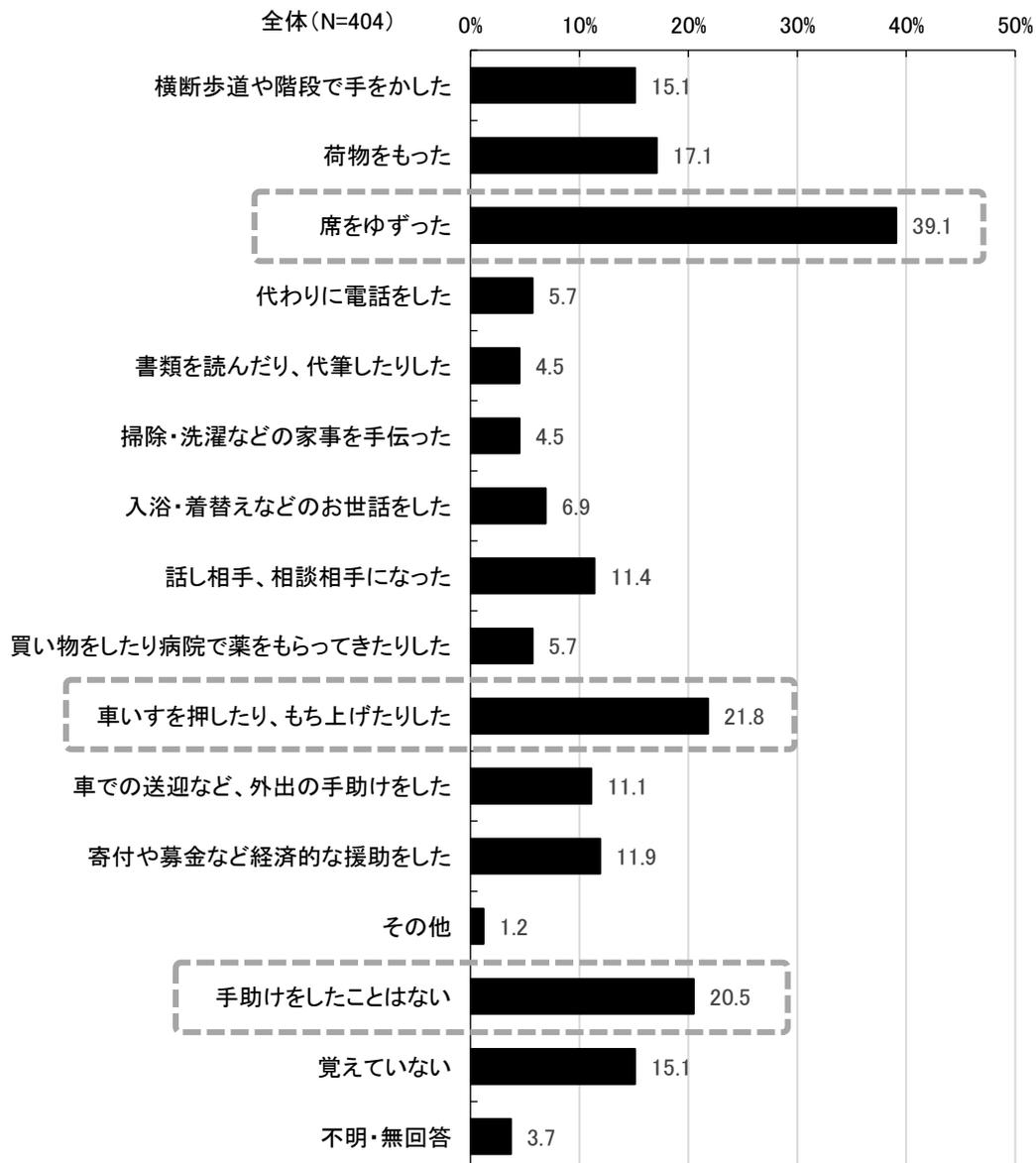
障がいのある人とのふれあいについては、差別や偏見が少しあると回答した人が多くなっている中で、手助けの場面に出くわした場合には、手助けをしていることがわかります。今後は障がいに関する情報発信を強化することで理解促進を図る必要があります。



交通機関での「席をゆずった」が多い一方で、経験がない人も。

●障がいのある人に手助けをした経験とその内容については「席をゆずった」、「車いすを押したり、もち上げたりした」、「手助けをしたことはない」が多くなっています。

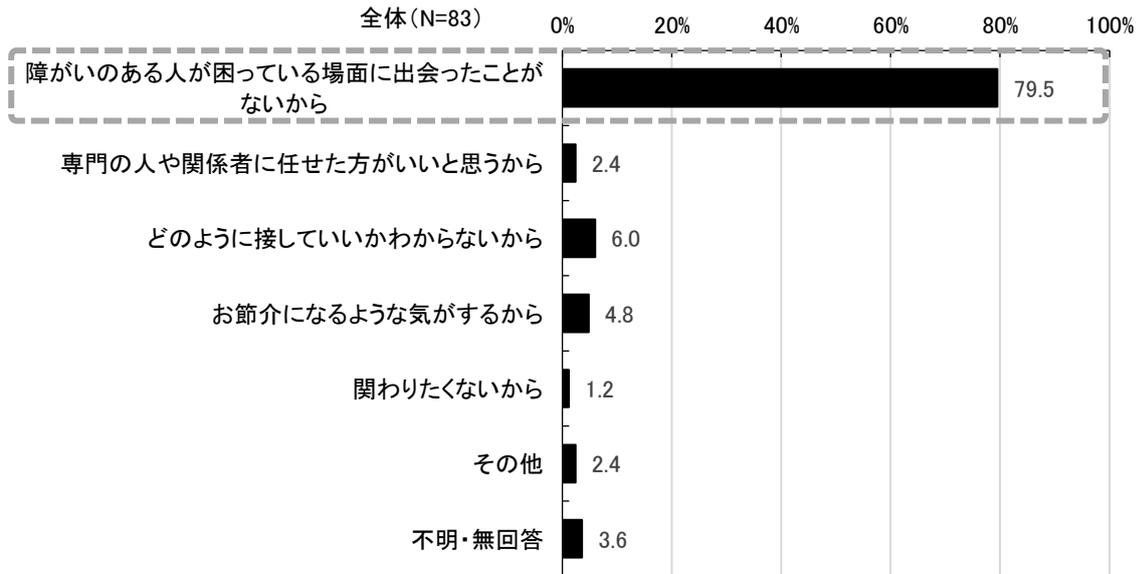
これまで、障がいのある人に手助けをしたことがあるか(問41)



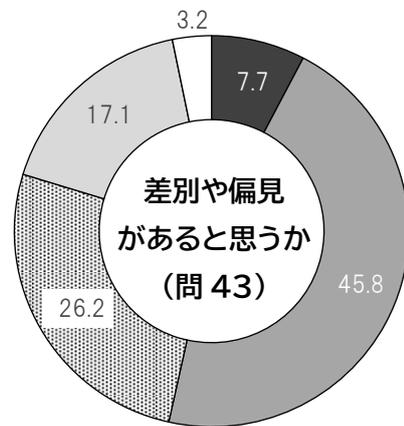


手助けの経験がない人はそういった場面に出会ったことがない。
 ●手助けをしたことがない主な理由については「障がいのある人が困っている場面に出会ったことがないから」が多くなっています。

手助けをしたことがない主な理由(問42)



差別や偏見が少しあると感じている人が多い。
 ●障がいのある人に対する障がいを理由とした差別や偏見の有無については「少しはあると思う」が多くなっています。



■かなりあると思う □少しはあると思う
 ▨ないと思う □わからない
 □不明・無回答

⑥こころの健康と自殺対策について

まとめ

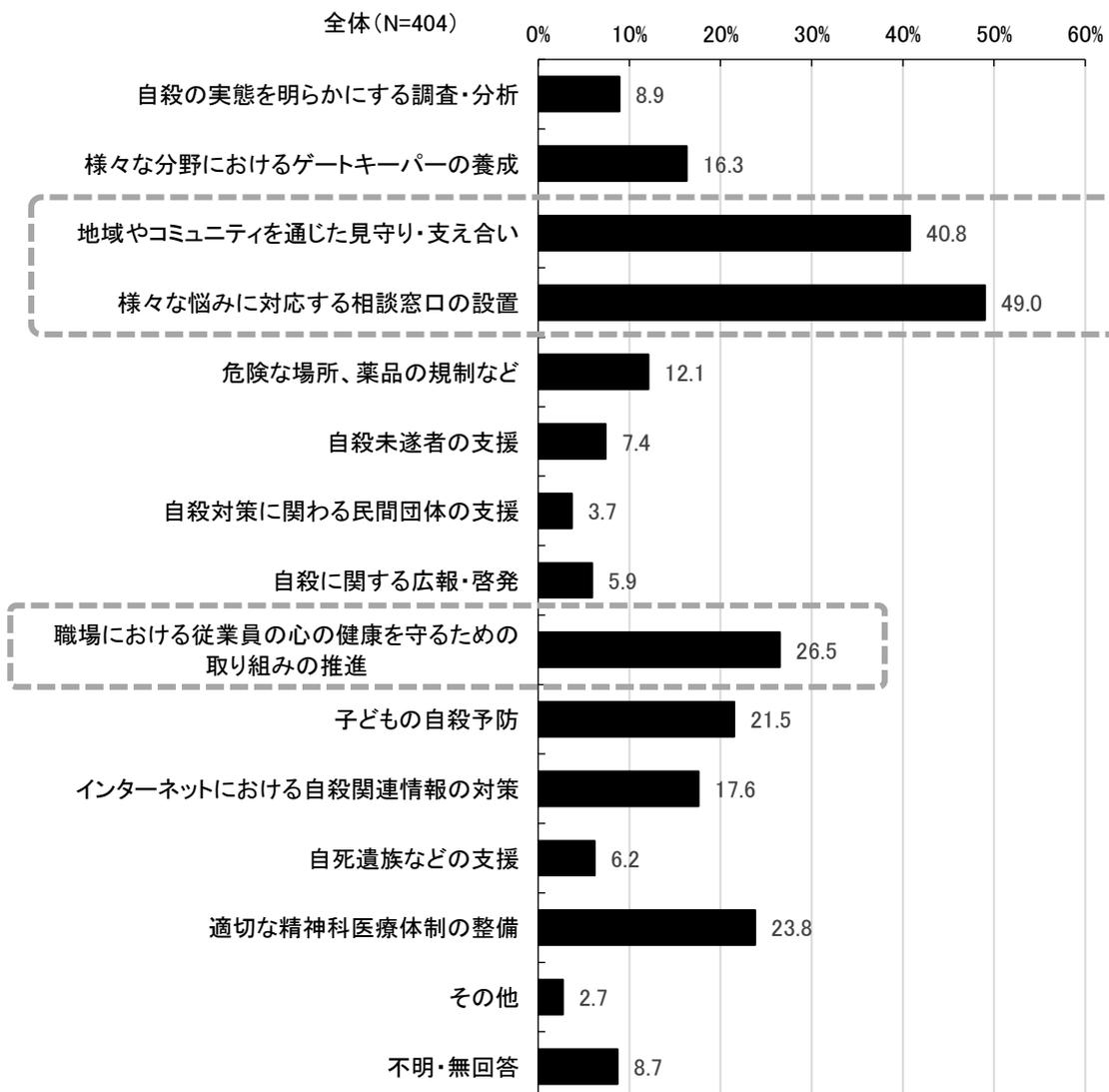
こころの健康と自殺対策について、様々な悩みに対応する相談窓口の設置を求められていることに合わせて、地域やコミュニティを通じた見守り・支え合いを必要と感じている人が多くなっており、様々な対策を推進する上で地域のつながりが重要であることがわかります。

相談窓口に合わせて地域の支え合いも大事。

●生きることの包括的な支援として必要だと思う対策については「様々な悩みに対応する相談窓口の設置」、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」、「職場における従業員の心の健康を守るための取り組みの推進」が多くなっています。



生きることの包括的な支援として、どのような対策が必要か(問 48)



7 本計画における課題と方向性

(1) 単独世帯の急増による地域の変化

全国的にも予測を上回る速さで単独世帯が増加しています。本町においても例外ではなく、単独世帯が増加しています。また、今後単独世帯となりうる高齢者のみ世帯も増加傾向にあり、こうした単独世帯の増加は、貧困リスク、社会的に孤立するリスク、要介護となった場合のリスク等、福祉課題の複雑化を招く可能性があります。

今後は、複雑化する課題に対応した体制づくりと、地域でのさらなる交流促進、見守り体制の構築が重要となっています。



(2) 高齢化に対応した人材育成・確保の重要性

将来的に生産年齢人口、いわゆる現役世代は今後も減少すると予測されています。超高齢化社会による労働力不足が深刻化し、若者が高齢者を支える現行の社会保障制度を続けることが困難になるとされる「2040年問題」が顕著化することが予測されています。

今後は、元気な高齢者による地域活動の参画、分野を超えた人材活用の促進、そして次代の育成のための福祉教育の強化が必要です。



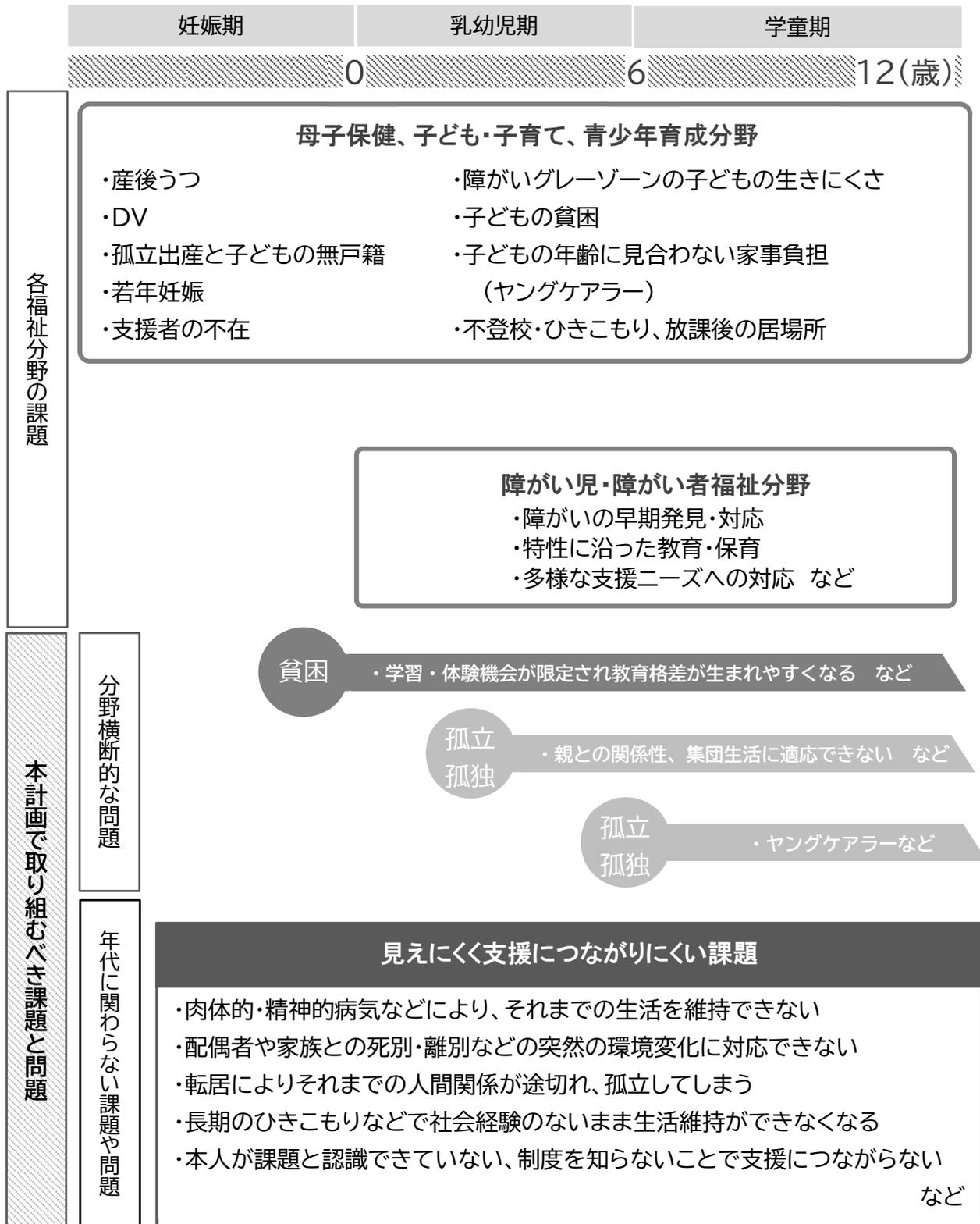
(3) 複雑化する課題に対応した包括的体制構築

少子高齢化を起因とした福祉課題の複雑化は、今後ますます顕著化する可能性があります。単独世帯の増加や地域の関係性の変化など、地域で支援を必要とする人が把握されにくくなっています。

今後は、地域で支援を必要とする人が、必要な時に支援が受けられるよう日頃から様々な専門機関へのつながりを増やすなど、包括的な体制構築をさらに進める必要があります。

◆横断的な取組が必要となる「課題」や「問題」

社会問題は時代と共に変化し、またその中で生まれる課題の内容や受け止め方は、性別、年齢、家族構成や国籍、暮らしの状況によりさまざまであり、それぞれのライフステージによっても変化していきます。



この図は、各福祉分野で考えられる一般的な課題や問題の主なものを整理し、特に本計画で取り組むべき横断的かつ年代を超えた課題や問題に対応する内容をまとめて示しています。



生活困窮者分野 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮 ・孤立・孤独 ・ダブルケア ・生きがいの喪失 ・親亡き後の子の暮らし ・8050 問題* 	高齢者福祉・介護保険分野 <ul style="list-style-type: none"> ・介護の負担／健康の不安 ・認知症 ・一人暮らしの不安感 ・虐待／生きがいの喪失 ・親亡き後の子の暮らし ・8050 問題 ・買い物弱者などへの不安 など
--	---

障がい児・障がい者福祉分野

- ・雇用や就労、経済的な自立 ・親亡き後の暮らし ・特性に沿った支援
- ・地域移行、社会参加への支援 ・多様な支援ニーズへの対応 など

貧困	・活動の範囲が限定される ・選択肢が少ない など
孤立 孤独	・地域との関わりの減少 ・経済的負担、他者との人間関係のトラブル ・8050問題など
孤立 孤独	・ヤングケアラー ・ひきこもりの長期化 ・一人暮らしの不安感、生きがいの喪失 など

その他の課題

- ・国籍の違いによる差別
- ・犯罪や非行をした人の立ち直り(再犯防止)
- ・性の多様性への理解不足
- ・障がいのある人への理解不足

など

※8050 問題…「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負う問題

第3章 計画の目指す方向



1 基本理念

健やかでやすらぎのあるまちづくり

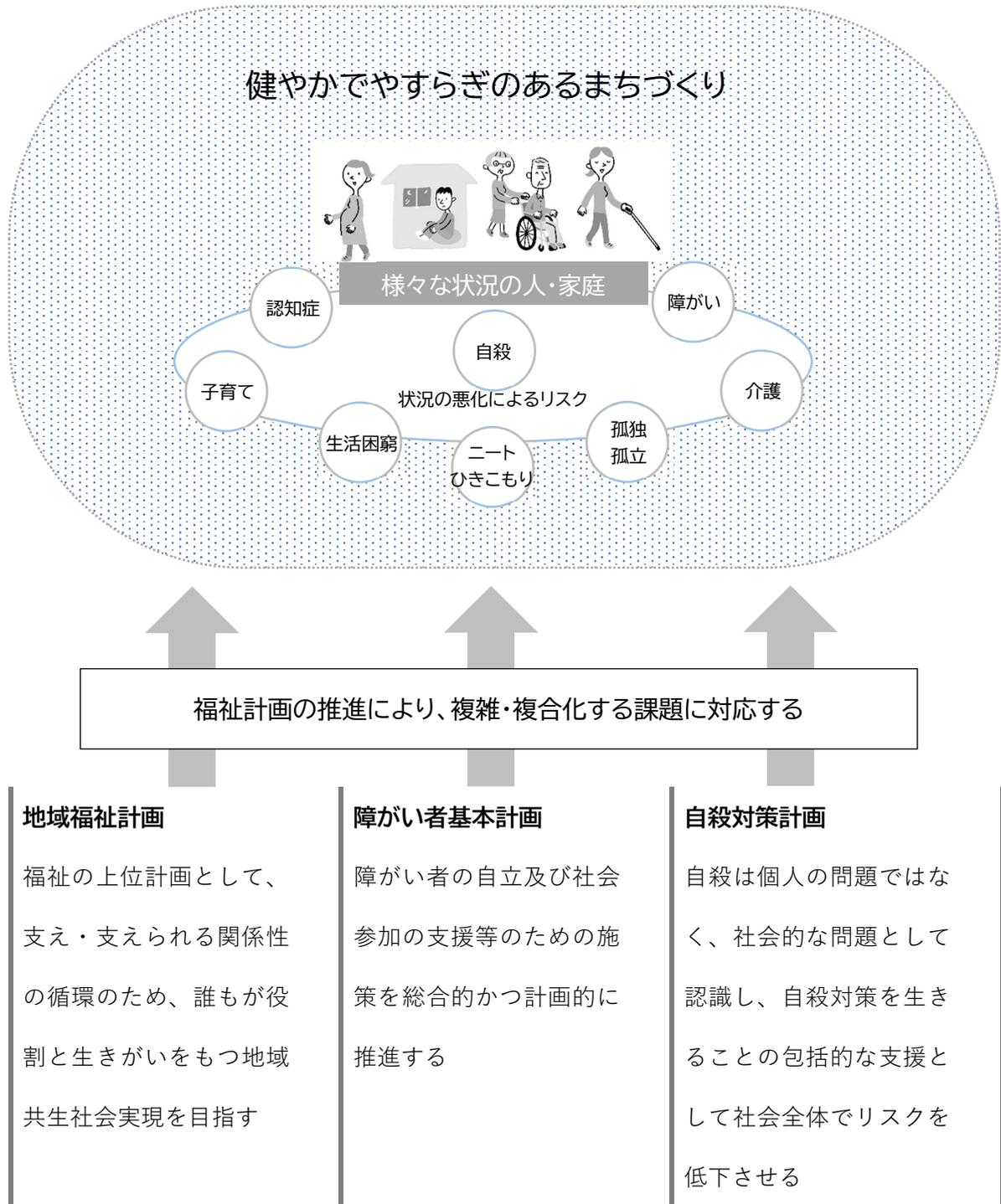


前回計画では、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応するため、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住民の主体的な関わりと支え合いの強化や住民と行政の協働による地域福祉を推進してきました。

近年、少子高齢化、核家族化、単独世帯化、価値観の多様化などにより、社会的なつながりが希薄化し、地域で助け合い、支え合う関係の強化や、地域生活課題への対応が必要となっています。さらには、大規模な災害や感染症への不安、世界情勢の不安定さも加わり、いつ自分たちの生活が変化するかも予測がつかない状況となっています。

本計画では、住民が心身ともに健やかで過ごすことができ、やすらぎを感じられるよう、より一層、本町に関わる住民・団体・事業者・行政が協働し、連携を深め、相互に支え合う輪を拡げるとともに、住民自らがその輪のなかに参加していく仕組みづくりを進めるため、前回計画の理念を継承し、計画を推進します。

2 本計画の考え方



3 計画の推進体制

(1) 町、住民、事業者等の協働による計画の推進

誰もが安心して暮らし続けられるまちを実現するために、町、住民、事業者、関係団体等がそれぞれの分野において主体的・積極的に役割を果たし、相互に連携・協働することにより、地域全体で計画の実現が図れるよう取り組みを推進します。

(2) 社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会は、平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられました。本計画の基本理念・基本目標を実現するためには、地域活動への幅広い住民参加の窓口として、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。

今後も、町と社会福祉協議会との連携を一層強化し、計画に基づく施策の実現を目指します。

(3) 国、県との連携

本計画は、障がい者基本計画、自殺対策計画を一体的に推進することから、町単独では解決が困難な課題・問題や広域的な対応が効果的な課題・問題などについては、国や和歌山県との連携を強化することで、その解決を図っていきます。

(4) 計画の進捗状況の把握と評価

本計画に基づく施策を推進するため、関係団体等において、計画の評価と進捗状況について確認と検討を行うものとします。また、調査結果等は、町ホームページや「広報くどやま」等を通じて公表するものとします。

第2部

地域福祉計画

第1章 計画の目指す方向



1 基本目標

(1) 認め合い支え合える人づくり

地域福祉の担い手は住民一人ひとりです。担い手の確保・育成はすぐにできるものではなく、福祉教育や地域活動への参加など一つひとつの取組を積み上げることによって形成され、中長期的なビジョンが必要となります。

誰もが活躍できる地域共生社会を目指して、地域の中の「支え手」「受け手」の関係を越えて支え合い、主体的に地域へと参画する住民意識の醸成を図ります。また、地域活動が盛んなまちを目指して、ボランティアや地域活動団体・自治会といった、地域で活躍する団体の担い手の育成に取り組みます。

(2) 笑顔あふれる地域づくり

誰もが安全・安心に自分らしく活躍して暮らせる地域の実現に向けては、それを支える地域の場や隣近所のネットワークづくり、環境の整備が必要です。地域における活躍の場の充実を目指して、普段の交流や地域交流拠点となる場をつくるとともに、他分野にわたる地域活動団体の活動支援を図ります。

また、誰もがより安心して暮らせる地域を目指して、地域のネットワーク強化、地域防災力の強化、都市基盤の整備に努めます。

さらには、課題を抱える人を支える体制の充実に向けた取り組みを推進します。

(3) 地域共生社会を実現する仕組みづくり

高齢者・障がい者・子どもなどを含む全ての人々が、暮らしと生きがい、地域をともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、分野ごとの縦割りを越えた取り組みの推進が重要です。制度の狭間にある様々な課題を抱える方を適切な支援へとつなげられる、連携体制の充実を図ります。また、複合化する地域課題に対して分野横断的に対応するための体制づくりに努めます。

-地域の範囲のとりえ方-

地域福祉を効果的に推進していくためには、隣近所、自治会等、小学校・中学校区、全町、それぞれの地域において取り組みを進めていく必要があります。

【隣近所】

最も身近な単位です。「向こう三軒両隣」で、日ごろからの声かけやご近所付き合いをすることが大切です。

【自治会等】

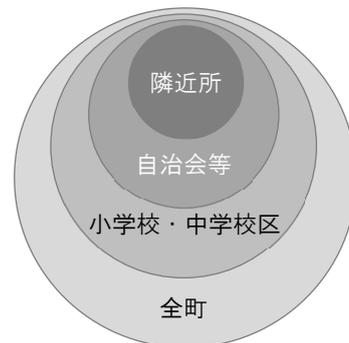
九度山町には、12の自治会があります。また、各地区において区長・民生委員児童委員・嘱託員が選出されるとともに、自主防災組織等が組織されています。これらの地域の関係団体等を中心に、地域の特色に合った地域福祉活動に取り組むことが重要です。

【小学校・中学校区】

九度山町には、九度山小学校（九度山中学校）区と河根小学校（河根中学校）区の2つの小学校・中学校区があります。自治会等が小学校・中学校区レベルで連携して地域福祉活動を行うなど、より広域な範囲での取り組みが可能な圏域です。本計画において、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組む範囲は、小学校・中学校区を基本とします。

【全町】（日常生活圏域、教育・保育提供区域）

均一な公的福祉サービス・保健サービスの提供を目指すとともに、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会の取り組み等、専門的・総合的・広域的な地域福祉活動が展開される圏域です。社会福祉協議会や老人クラブ連合会等の関係機関・団体と町が連携して地域福祉活動を展開していくことが重要です。



2 施策体系

基本目標1 認め合い支え合える人づくり

- (1) 人権・福祉意識の向上
- (2) 地域活動への参加促進
- (3) ボランティア・担い手の育成
- (4) 情報提供の充実

基本目標2 笑顔あふれる地域づくり

- (1) 地域の居場所づくり
- (2) 地域におけるネットワーク強化
- (3) 見守りと安全・安心な体制づくり

基本目標3 地域共生社会を実現する仕組みづくり

- (1) 気軽に相談できる体制の充実
- (2) 地域生活を支えるサービスの充実
- (3) 福祉のまちづくりの推進
- (4) 分野横断的に対応する体制強化（生活困窮など）

第2章 施策の展開



基本目標1 認め合い支え合える人づくり

(1) 人権・福祉意識の向上

〈施策の方向性〉

- ◎住民一人ひとりの人権・福祉意識を向上させるためには、地域や福祉を「我が事」として捉えられるよう、きっかけとなる情報提供を充実させていくことが重要です。
- ◎住民一人ひとりが地域や福祉について学ぶ機会をもち、地域活動やボランティア活動になげられるよう、子どもから高齢者までを対象に、継続的な福祉教育や情報発信等に取り組むことにより、福祉意識の醸成に努めます。
- ◎地域社会のあらゆる場で、住民、事業者、関係団体等と連携して、お互いの個性を認め合い、尊重し合えるような、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。



住民

- 役場の窓口や町ホームページ、社会福祉協議会、医療機関、介護を行う事業者、関係団体等から人権・福祉に関する情報を収集しましょう。
- 住民一人ひとりが地域のことを学び、ボランティア等に関心を持ちましょう。
- 福祉に関する学習機会に積極的に参加しましょう。
- 家庭において、養育力を高める教育を行いましょう。



事業者、
関係団体等

- 福祉に関する活動内容や活動情報を積極的に発信しましょう。
- 住民への情報提供や意識高揚に取り組みましょう。
- 高齢者や障がい者に対する理解の促進と啓発活動を推進しましょう。

〈社会福祉協議会〉

- 福祉に関する事業内容を積極的に発信します。
- 関係団体や登録グループとの連携を図り、ボランティア募集等の情報共有を推進します。
- 町や関係団体等と連携・協働して、学校教育や社会教育等の様々な場で福祉についての啓発・指導を行い、福祉体験教室等の実施・充実に努めます。

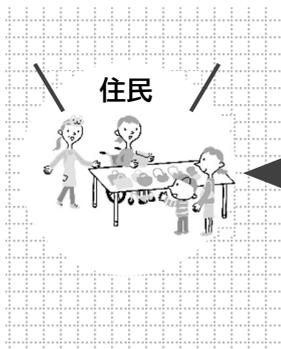
〈行政が取り組む内容〉

①情報提供の充実	
	<ul style="list-style-type: none">○役場の窓口や町ホームページにおいて、福祉に関する情報提供の充実に努めます。(福祉課)○家庭教育の重要性を踏まえ、保護者に対し子育てに関する学習情報や学習機会の提供、その他家庭教育のための支援を図ります。(住民課、福祉課、教育委員会)
②福祉の意識醸成	
	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会、関係団体等と連携・協働して、学校教育や社会教育等の様々な場で福祉についての啓発・指導を行い、福祉体験教室等の実施・充実に努めます。(福祉課、教育委員会)○地域の連携を図る事業等において、ボランティアとして地域住民の参加を促し、活動を通じて地域ぐるみの子育てや教育を推進します。(住民課、福祉課、教育委員会)
③人権教育に関する各種啓発	
	<ul style="list-style-type: none">○人権尊重委員会と連携し、すべての住民の人権が尊重される社会を目指し、人権学習会の開催や、児童・生徒を対象とした人権標語、人権作文の募集等、各種啓発に努めます。(教育委員会)
④障がいや障がい者の理解促進	
	<ul style="list-style-type: none">○障がい者が誤解や偏見、社会的な不利益を受けないよう、社会教育活動等を通じて、差別や偏見に対する啓発活動を推進します。(福祉課)○障がい者の就労や活動を「広報くどやま」に掲載するなど、障がい者への理解促進を図ります。(福祉課)○「障がいを理由とする差別の解消を推進するための九度山町職員対応要領」を活用し、町職員へ必要な研修・啓発を行います。(福祉課)○外見からは分かりづらい障がい等のある人が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができる「ヘルプマーク」について、積極的な周知・啓発に努めます。(福祉課)
⑤自殺対策に関する広報・啓発	
	<ul style="list-style-type: none">○自殺対策に向けた啓発活動を実施し、自尊感情の醸成を支援します。また、自殺対策強化月間において、広報・啓発に努めます。(福祉課)

(2) 地域活動への参加促進

〈施策の方向性〉

- ◎少子高齢化が進む中で、住民の地域福祉のニーズは複雑化・多様化しており、公的な制度のみですべての福祉ニーズにきめ細かく対応することは困難な状況となっています。
- ◎家族構成の多様化や、ライフスタイルの変化等、社会の変化に柔軟に適応し、持続可能な地域社会を築くためにも、地域住民一人ひとりが地域活動に参加することが不可欠です。
- ◎各世代に対し興味・関心のある活動への参加を促す取り組みを進めるとともに、地域で活動する住民、事業者、関係団体等への活動に対する支援を行います。



- 地区活動等、地域の活動・イベントに積極的に参加しましょう。
- 福祉に関する講演会や講座に積極的に参加しましょう。
- 身近な地域における福祉活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の活動・イベント、講演会等に家族や友人・知人を誘って参加しましょう。



- 地域の活動・イベント、交流事業へ積極的に参加しましょう。
- 地域に開かれた組織の運営を目指し、地域住民に幅広く参加を促しましょう。
- 当事者が主体的に地域活動に参加できるよう、地域の中で呼びかけ、理解を深めていきましょう。

〈社会福祉協議会〉

- 地域住民や事業者、関係団体等の自主的な活動の周知や参加への呼びかけ等、住民と協働しながら地域活動の実施を支援します。
- 関係団体と協力し、多様なコミュニティ活動、地域福祉活動を企画し、実施します。

〈行政が取り組む内容〉

①地域活動の参加促進

- 地域住民や事業者、関係団体等の活動を支援していくことで、地域における理解と支援の輪を拡げていきます。(福祉課)
- 住民が社会活動・地域活動のあらゆる分野へ参画できる機会や環境づくりを進めるとともに、積極的に参画する意識を育てます。(福祉課)
- 青少年や働き盛りの壮年層等、これまで地域活動にあまり参加してこなかった層にも積極的な参加を呼びかけます。(総務課、福祉課、教育委員会)
- すでに地域活動に参加している人たちに家族や友人・知人との参加を呼びかけるなど、多くの人の参加を促進します。(総務課、福祉課、教育委員会)

②次代を担うリーダーの育成

- ジュニアリーダー育成研修会を実施し、地域の父母(子ども)クラブ等への参加など、地域活動への参加を推進します。(教育委員会)

(3) ボランティア・担い手の育成

〈施策の方向性〉

- ◎持続可能な地域福祉活動を継続していくために、地域活動を支える既存の担い手やリーダーの負担軽減が求められ、地域福祉の未来をつなぐ「担い手の育成」は共通の課題となっています。
- ◎誰もが地域福祉活動の担い手となって活躍できるよう、ボランティア情報等を知り・学ぶための機会提供を促進します。
- ◎地域全体で地域福祉を推進できるよう、ボランティア・担い手の育成に努めるとともに、地域の関係団体等の支援を行います。



- ボランティア活動等の社会貢献活動に参加しましょう。
- 地域活動に運営者として積極的に参画しましょう。
- 高齢者や退職者等は、これまでに培ってきた知識や技術、経験等を活かして地域活動に参画しましょう。



- 事業活動や地域活動を通して、担い手となる人材を発掘しましょう。

〈社会福祉協議会〉

- 事業者、関係団体等からボランティア情報等を収集し、周知するとともに、住民への参加を呼びかけます。
- 地域活動を通して、担い手となる人材を発掘します。

〈行政が取り組む内容〉

① 支え合いや助け合いの促進

○より多くの住民がご近所同士での支え合いや助け合いを実践できるよう、教育等の場において、支え合いや助け合いの重要性を啓発します。(教育委員会、福祉課)

② 担い手の育成

○高齢者の就労の場としてのシルバー人材センターの機能の充実を図り、住民のきめ細かなニーズに対応した仕事を開拓できるよう支援します。(福祉課)

○地域包括支援センターにおいて、地域の介護予防自主サークルやサロン活動等、地域団体における担い手の育成を支援します。(福祉課)

(4) 情報提供の充実

〈施策の方向性〉

- ◎地域住民が福祉サービスを適切に利用するためには、誰もが必要な情報を必要なときに得られるよう、情報提供の充実に向けた環境構築が重要です。
- ◎高齢者や障がいのある人、子ども、ひとり親家庭、外国人等、多様なニーズを持つ利用者の立場に立ったきめ細かい対応を目指すとともに、地域の誰もが必要な情報を簡単に得ることができ、理解できるような情報提供の仕組みづくりを図ります。

住民



○住民同士で福祉サービス等に関する情報を交換しましょう。

○行政情報や緊急情報等の周知や情報収集等について協力しましょう。

**事業者、
関係団体等**



○提供している福祉サービスの内容や費用等について、積極的に情報提供を行きましょう。

〈社会福祉協議会〉

- 町や各種団体等との情報の共有化を図ります。

〈行政が取り組む内容〉

①福祉に関する情報発信

- 福祉に関する施策や事業等の情報、サービス事業者に関する情報、福祉に関連する統計情報等を、様々な媒体を活用して提供するとともに、定期的な更新による情報内容の充実に努めます。(福祉課)
- 町の行政情報の公開制度に基づいた情報提供を実施します。
- 「九度山町障がい者(児)福祉のしおり」を活用するなど、障がい福祉サービスに関する情報提供の充実に図ります。(福祉課)
- 子育て世代包括支援センターにおいて、子育てに関する情報提供の充実に図ります。(福祉課)

②情報共有の仕組みづくり

- 社会福祉協議会をはじめ、事業者、関係団体等との情報の共有化を図ります。(福祉課)
- 行政の福祉サービスに関する情報だけでなく、事業者等のサービス情報も収集し、得られた情報を町ホームページや「広報くどやま」、各窓口等で随時提供できる仕組みづくりを進めます。(福祉課)
- インターネットを通じ、住民からも情報を受け取り、また意見等を聴取できるような双方向性のあるシステムを構築します。(総務課)
- 橋本・伊都地域自立支援協議会を通じ、圏域内のサービス事業者に関する情報公開を推進します。(福祉課)

③相談窓口の充実

- 役場内に、誰もが相談しやすいワンストップ型の相談窓口を開設に努めます。

基本目標2 笑顔あふれる地域づくり

(1) 地域の居場所づくり

〈施策の方向性〉

- ◎誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心感をもって暮らすためにも、身近な地域に居場所となる場所をつくるのが大切です。
- ◎公民館や集会所、児童館、コミュニティ消防センター等の既存施設をはじめ、民家や空き家等を活用しながら、多様な背景をもつ方々が交流する場として、地域における拠点づくりとなるよう、つながりのきっかけをつくるとともに、地域住民の誰もが気軽に立ち寄ることができ、誰にとっても開かれた居場所づくりに取り組みます。



- 地域住民が集まる場に積極的に参加し、地域住民と交流する中でつながりをつくりましょう。
- 地域住民が集まる場で、地域の課題について話し合いましょう。



- 地域の事業者や関係団体、地域住民が集まる場を積極的に設置し、様々な人との交流を図りましょう。
- 地域の事業者や関係団体、地域住民が集まる場で、地域の課題について話し合いましょう。

〈社会福祉協議会〉

- 住民が集まる場や事業者、関係団体等が活動できる場に関する情報を収集し、周知します。

〈行政が取り組む内容〉

①地域における活動拠点の活用

- 地域の様々な拠点を活用することで、地域の状況に応じた拠点の確保に努めます。
(総務課、地域防災課、福祉課、教育委員会)

②サロン活動の推進

- 地域包括支援センターにおいて、地域の介護予防自主サークルやサロン活動等を支援し、要支援者等の受け皿と成り得る住民主体の居場所の整備を図ります。(福祉課)
- 地域包括支援センターにおいて、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置を推進します。(福祉課)

③様々な場面における交流促進

- 高齢者や障がい者、年齢の異なる児童・生徒同士等、世代間交流を積極的に推進し、相互理解と協力関係の形成に努めます。(福祉課、教育委員会)
- 文化祭や公民館活動を通して、地域住民同士の親睦を深め、元気なまちづくりを支援します。(教育委員会)
- 子育て世代包括支援センターを活用し、子育て世代が交流できる場の充実に努めます。(住民課、福祉課)

(2) 地域におけるネットワーク強化

〈施策の方向性〉

- ◎近年、生活困窮やひきこもり等の制度の狭間にある人や、育児と介護のダブルケア、老老介護、ヤングケアラーなどの複合的に課題を抱えている家庭が増加しています。
- ◎多様化・複雑化が進む社会の中で、各種相談事業を通じて早期に支援を必要としている人を把握し、問題解決に向けた包括的な体制を整備していくことが求められています。
- ◎社会福祉協議会をはじめとして、民生委員児童委員、自治会、関係団体等との情報交換や協議の場を設置するなどの連携を通じて、相互のネットワーク化と連携体制の確立を図ります。



- 住民同士のつながりを大切にしましょう。
- 地域の小さな困りごとや課題は地域で活動する関係団体に伝えましょう。



- 事業者や関係団体同士の会合等、情報交換の場を設けて、地域のニーズや課題を共有することで、ネットワークづくりを推進し、課題の解決に努めましょう。

〈社会福祉協議会〉

- 住民相互に協力し合うことによって活動がより活発に行われるよう、住民同士のネットワークづくりを促進します。
- 町との調整会議等を開催し、連携を強化します。

①社会福祉協議会との連携強化

- 社会福祉協議会との調整会議等を開催し、連携を強化するとともに、地域福祉をより効果的に推進することができるよう、社会福祉協議会の体制づくりを支援します。(福祉課)

②ネットワーク構築のための仕組みづくり

- 地域福祉を推進する地域ケア会議の継続的な実施に努めます。(福祉課)
- 高齢者や障がい者、子ども等への生活支援サービス等の体制整備の推進を目的とする生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域のネットワークづくりに取り組みます。(福祉課)
- 地域住民、事業者、関係団体等における情報の発信・交流を進めるネットワークを構築し、コミュニケーションを深める中で課題解決に向けて地域全体で取り組めるよう組織化を図ります。(福祉課)

③関係機関との連携強化

- 各種団体の目的に応じた活動をより効果的に展開できるよう、事業者や関係団体間の連携強化を支援します。(総務課、福祉課、教育委員会)
- 地域で支援を必要としている人を包括的に支援し、生活の質を高めることができるよう、保健・医療・福祉・教育等を含めた全庁的な連携体制を整備し、事業を実施するとともに、地域の様々な活動や社会資源等との連携を進めます。(住民課、福祉課、教育委員会)

(3) 見守りと安全・安心な体制づくり

〈施策の方向性〉

- ◎高齢者や障がい者等、弱者が安心して生活できるようにするためには、支援を必要とする人が地域の中で孤立することなく、地域住民による支え合い・助け合いの環境があることが大切です。
- ◎地域の相談役である民生委員児童委員と連携して、地域での見守りや相談支援体制の整備を図り、地域における孤立・孤独の防止、早期発見に取り組みます。
- ◎災害時や緊急時に備えて、日ごろから見守りや声かけを実施するとともに、緊急時の対応や仕組みづくりを行います。



- 地域住民等や民生委員児童委員との連携により必要なサービスにつなげましょう。
- 災害時には援護を必要とする人々を積極的に支援します。
- 自主防災組織を結成・参加しましょう。
- 身近な地域で行われている防犯活動に積極的に参加しましょう。



- 民生委員児童委員は、緊急通報システム等を必要とされる方に勧め、普及に努めましょう。
- 民生委員児童委員や地域見守り協力員は、地域での見守りや声かけ、相談の受け入れを行います。虐待と思われる事案を見つけた場合は、速やかに役場に通報しましょう。
- 災害時の協力体制をはじめ、様々な活動における協力関係を築きましょう。

〈社会福祉協議会〉

- 見守りや防災・防犯活動を行う団体同士の情報共有等の連携を促進するとともに、各団体への活動支援を実施します。

〈行政が取り組む内容〉

①民生委員児童委員等による見守り活動	
	<ul style="list-style-type: none">○民生委員児童委員等による生活状況調査や一人暮らし高齢者等への家庭訪問等を通じ、身近な地域の状況を把握するとともに、その活動を積極的に支援します。(福祉課)○民生委員児童委員と連携し、一人暮らしの高齢者や障がい者に対して緊急通報システム、みまもり電話サービス等の一層の普及を図り、緊急時の安否確認と速やかな救援に努めます。(福祉課)○見守り訪問等の支援を検討し、見守り体制の充実に努めます。(福祉課)
②虐待防止に係る関係強化	
	<ul style="list-style-type: none">○子どもや障がい者、高齢者への虐待について、事業者や関係機関と情報交換等の連携を行うことで、虐待の防止、早期発見・早期解決に取り組めます。(福祉課)
③防災対策の充実	
	<ul style="list-style-type: none">○要支援者の実態等を把握し、関係団体やボランティアと情報を共有することにより、災害時等に迅速な対応が取れる体制づくりを進めます。(福祉課)○地域住民の協力を得て、自主防災組織の設立を促進するとともに、定期的な防災訓練や学習会を実施しやすい環境づくりに努めます。(地域防災課)○災害時における支援体制を整備するため、地域において自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会等が連携して、避難行動要支援者登録情報を共有するとともに、避難誘導マニュアルを整備し、災害時や緊急時における安全を確保します。(地域防災課、福祉課)○民生委員児童委員の協力を得ながら個別避難計画の策定を推進します。(福祉課)
④防犯対策の充実	
	<ul style="list-style-type: none">○高齢者をねらった犯罪について、警察、地域住民等、町ぐるみで未然防止に取り組むとともに、高齢者への啓発指導を推進します。また、詐欺の未然防止対策として、自動通話録音機の貸与を継続します。(福祉課、産業振興課)

基本目標3 地域共生社会を実現する仕組みづくり

(1) 気軽に相談できる体制の充実

〈施策の方向性〉

- ◎少子高齢化、単身世帯の増加、地縁や血縁の希薄化などが進み、一つの相談支援機関だけでは解決できない、複合的な課題を抱えた人や世帯への支援が全国的に大きな課題となっています。
- ◎地域住民が気軽に相談できる場を充実させることによって、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながります。
- ◎地域包括センターを中心として、相談を受けた関係団体や窓口において、情報共有を行うことで、相談支援体制の充実に取り組みます。



- 地域の相談窓口として、どこに何があるのかを町ホームページや「広報くどやま」、「九度山町障がい者（児）福祉のしおり」等から把握しましょう。
- 困っていることがあれば地域住民や身近な関係団体に相談しましょう。



- 専門的知識を活用し、地域に密着した相談活動を行いましょう。
- 寄せられた相談等の内容に応じて関係する機関と連絡調整を図り、解決策等を見つけ出し、適切な支援につなげましょう。
- 民生委員児童委員は、定例会を継続して行うとともに、和歌山県民生委員児童委員協議会が開催する研修会に積極的に参加することで、相談支援体制の充実に努めましょう。
- 主任児童委員、民生委員児童委員、母子保健推進員の連携を強化し、地域における子育てに関する相談支援体制の充実に努めましょう。
- 相談を受けた内容について、必要であれば関係団体等に共有し、包括的な支援の実施に努めましょう。

〈社会福祉協議会〉

- 心配ごと相談所において、心配ごとや悩みごと、子どもや障がい者、高齢者に関する問題、生活や介護に関する福祉問題等の相談を実施するとともに、心配ごと相談所の周知に努めます。
- 相談を受けた内容について、必要であれば関係団体等に共有し、包括的な支援の実施に努めます。
- 生活支援コーディネーターの活動を行い、地域における相談支援体制の構築に取り組みます。

〈行政が取り組む内容〉

①相談窓口に関する情報発信

- 町ホームページや「広報くどやま」、「九度山町障がい者（児）福祉のしおり」等において、福祉関連の相談ができる相談窓口の周知に努めます。（福祉課）

②相談支援体制の構築

- 民生委員児童委員の活動を周知し、身近な相談体制の充実に努めます。（福祉課）
- 生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域における相談支援体制の構築に取り組みます。（福祉課）
- 必要に応じて、相談窓口から専門機関を通じて、アドバイスや適切な福祉サービス等の対応が受けられるよう、ネットワークの構築に努めます。（福祉課）
- 各種相談窓口の連携と相互支援を強化するとともに、福祉活動や福祉事業の見直しにつなげていきます。（福祉課）
- 行政サービスに関する苦情や行政の仕組み、手続きに関する問い合わせ等、行政相談委員が受けた相談を行政運営の改善に活用します。（企画公室）

③相談窓口の充実

- 定例の人権相談を開催するとともに、法務局主催の研修会に積極的に参加し、人権擁護委員の資質向上に努めます。（住民課）
- 子育て世代包括支援センターにおいて、子育てに関する相談窓口の充実を図ります。（住民課）
- 地域包括支援センターを中心に、高齢者や障がい者が何でも相談できる総合相談を受けつけます。また、来庁できない高齢者等に対しては、訪問による相談支援を実施します。（福祉課）
- 要援護者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、本人の意向や心身、家族の状況等を踏まえ、サービス利用支援を行います。（福祉課）

④社会的リスク軽減に向けた取組

- 虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連携を図ります。(福祉課)
- 子どもや若者が、不登校やいじめをはじめとした様々な悩みごとを相談できるよう、「いじめホットライン」等の相談窓口の周知・啓発に努めます。(教育委員会)
- 自殺の原因は多岐にわたり、包括的な支援が必要であることから、各種相談窓口や関係機関との連携を図ります。(福祉課)

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

〈施策の方向性〉

- ◎高齢者、障がい者、ひとり親家庭等、地域に住むあらゆる人々が、住み慣れた地域で自分らしく、自立した生活を送ることができるよう、地域生活を支える各種サービスの充実に努めます。
- ◎福祉サービスの充実を図る中で、制度の複雑化等により、支援を必要とする人に適切な支援を結びつけることの重要性が増加しています。
- ◎支援を必要としている住民の把握をするとともに、地域住民に必要な支援となるサービスの情報等が十分に伝わるよう、支援サービスの情報提供の周知・啓発を促進します。



住民

- サービス事業者には、サービスについての意見や要望を伝えましょう。
- 福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について理解を深めましょう。
- 地域の介護予防教室等に参加しましょう。
- 健康づくり・生きがいがづくりの活動に参加しましょう。



事業者、
関係団体等

- サービス利用者から寄せられた不満や苦情に対して、迅速かつ適切に対応し、サービスの改善や質の向上につなげましょう。
- サービスの複合化や地域に根ざしたサービス提供に努めましょう。
- 認知症高齢者や知的障がい者等、判断をすることが不安な人の金銭管理や福祉サービスの利用を援助しましょう。
- 地域のニーズを把握し、関係機関へつなぎましょう。

〈社会福祉協議会〉

- 福祉サービス利用援助事業について、住民へ周知するなど、普及・啓発を図ります。
- 高齢者が安全で安心して自立した生活ができるよう、福祉有償運送事業の充実を図ります。
- 町内各地区のニーズに応じ、移動販売事業者と地区とをつなぎ、買い物支援を行うとともに、買い物に集まる方々の交流を推進します。

〈行政が取り組む内容〉

①地域包括ケアシステムの推進

- 高齢者一人ひとりに合わせたサービスを提供するために、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービス等を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を推進します。(福祉課)

②移動支援の充実

- 高齢者・障がい者等の買い物や通院、様々な活動への参加に関して、シルバータクシーチケットの拡充を行うとともに、様々な事業所等と連携し、電話・FAX・インターネットを利用してできる買い物の注文・配送システム、車を使用した移動販売の民間に対する働きかけについて検討を行います。(企画公室、福祉課、産業振興課)
- 障がい者を対象とした移動支援事業において、サービスの改善や質の向上につながるよう、橋本・伊都地域自立支援協議会で協議し、事業所への働きかけを行います。(福祉課)

③就労支援の充実

- 働きたいと望む高齢者や障がい者等に対し、シルバー人材センターや伊都障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就業支援を行います。(総務課、福祉課)
- ひとり親家庭に対し、経済的な支援やハローワーク等との連携による就業支援を行い、自立を促します。(福祉課)
- 保育サービスと学童保育の充実を図るとともに、子どもたちを地域全体で健全に育成するため、家庭・学校・地域の連携を強化します。(福祉課)

④成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の利用促進に向けて、中核的な役割を担う中核機関を地域包括支援センターに設置し、成年後見制度の広報や相談機能の充実等を図ります。(福祉課)
- 成年後見制度の住民への周知を図るとともに、本人に判断能力がなく、親族がいない場合に、家庭裁判所への後見人の付与の申立てを町長が代行するなどの利用支援を行います。(福祉課)

(3) 福祉のまちづくりの推進

〈施策の方向性〉

◎住民一人ひとりが安全に安心した生活を送り、いきいきとした社会参加や地域交流等の活性化を促進し、町内の公共施設や道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、生活上の総合的な課題や問題を解決する福祉のまちづくりを推進します。



- 身近な道路や公共施設のバリアフリー情報を集め、問題点を伝えましょう。
- 住民一人ひとりが身近な環境から見直して、よりよい環境づくりを進めましょう。



- 住民が安心して暮らすことができるよう、地球にやさしい環境づくりを推進しましょう。
- 地域住民すべての人々の立場に立って、ユニバーサルデザインを推進しましょう。

〈社会福祉協議会〉

◎住民からの身近な道路やバリアフリーの相談に応じ、行政機関との調整を行います。

〈行政が取り組む内容〉

①ユニバーサルデザインの推進

- 公共施設をはじめとする、多くの人々が利用する施設や道路等について、ユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。(総務課)
- 道路環境について、段差の解消、歩道の確保等を進めるとともに、国、県に交通バリアフリーの推進を要望します。(建設課)
- 改修や歩道の確保が困難な道路について、障害物の撤去、平坦性の確保、誘導・警告ブロックの整備等、可能な範囲の整備を計画的に推進します。(建設課)

②住まいの確保

- 生活や住宅に配慮を必要とする人が住み慣れた地域で安心して快適な生活を送ることができるよう、住まいの確保と日常生活の自立促進に向け、空き家等の活用を含め、関係機関や事業者と連携し、住宅を整備します。(企画公室、福祉課、建設課)
- 家族との同居や一人暮らしが困難な要援護者が可能な限り自立して、地域で暮らせるよう、身近な地域の共同生活のため、社会福祉法人と連携し、グループホームの確保に努めます。(福祉課)

③再犯防止の促進

- 罪を犯した者等に対し、再犯の防止に向けて、保健医療・福祉サービス、住まい、就労等の必要な支援を行うことで、社会復帰を促進します。(福祉課)

(4) 分野横断的に対応する体制強化（生活困窮など）

〈施策の方向性〉

- ◎高齢化の急速な進展や人々のライフスタイルの多様化によって、複数の生活上の課題を抱える方への適切な支援の提供が課題となっています。
- ◎誰もが住み慣れた地域で安心して生活するためには、複合化するニーズに柔軟に対応し、適切な支援を届ける体制づくりが重要です。
- ◎介護、障害福祉、子育て支援、生活困窮者支援等、多様で複雑な地域生活の課題に対処するために、住民や福祉サービスの関係団体と連携を強化し、既存の枠組みにとらわれず、分野を超えた横断的な福祉サービスを提供し、分野横断的な相談・支援体制を充実させることで、地域全体が包括的なサポートを受けられるよう、支援体制の強化を図ります。



- 住民同士がコミュニケーションをとりやすい環境づくりや、地域コミュニティの強化を通じて、横断的な支援が得られるよう促進しましょう。
- 住民への啓発活動やセミナーを通じて、異なる分野の課題やサービスに対する理解を深め、横断的な視点を醸成しましょう。



- 関係団体同士が情報を交換しやすくし、お互いが連携できる仕組みを構築しましょう。
- 事業者に対して、横断的な課題に対応するためのトレーニングやスキル向上の機会を提供しましょう。

〈社会福祉協議会〉

- 異なる分野の支援活動を調整し、必要な場合は仲介役として対応します。
- 住民や事業者、関係団体と連携して地域のニーズを把握し、それに基づいた横断的な支援策を提案します。

〈行政が取り組む内容〉

①生活困窮者支援の充実

- 生活に困窮している人が自立した生活ができるよう、生活困窮者自立支援制度に基づき、就業支援や生活困窮世帯の子どもの学習支援を推進します。(福祉課)
- 行政サービスの手が届きにくい地域課題や住民の暮らしの課題に対応するため、事業者や関係団体等と協力したサービスに対して、社会福祉協議会を通じた支援を行います。(福祉課)

②分野横断的に対応する仕組みづくり

- 異なる分野の政策や制度が整合性を持つように調整し、横断的なアプローチの支援に努めます。
- 住民、事業者、関係団体に対して、横断的な支援の必要性や行政の取り組みを分かりやすく発信し、認識を向上させます。



第3部

障がい者基本計画

第 1 章 計画の目指す方向



1 基本目標

(1) とともに生きる社会の仕組みづくり

福祉教育や啓発・交流活動等を通じて、お互いに理解し、支え合うことができる地域社会の実現に努めます。また、ボランティア活動の促進、各種団体・関係機関の連携強化、人材の育成等により、障がい者を支えるための仕組みをつくとともに、相談体制の充実や差別の解消、権利擁護を促進することで、障がい者が安心して生活できる地域社会の形成を図ります。

(2) 健やかに暮らしを支えるサービス提供

誰もが住み慣れた地域や居宅で、自立した生活を送ることができるよう、在宅・施設サービス、保健医療体制等の充実を図ります。また、支援を必要としている人が、必要なサービスを利用できるよう、多様なサービスの提供体制の確保と整備に努めます。

(3) 本人らしい暮らしを実現するための支援

障がい者が自分の能力を最大限に発揮し自己実現を図るとともに、生きがいのある生活を送ることができるよう、教育、就労、文化・社会活動等を通じた社会参加の促進を図ります。

(4) 安全・安心のまちづくり

障がい者が住み慣れた地域で住み続けることができ、誰にとっても生活しやすいまちとなるよう、公共施設、道路・駅等交通施設のユニバーサルデザイン化や移動支援、防災体制の充実、住まいの確保等に努めます。

2 施策体系

基本目標1 とともに生きる社会の仕組みづくり

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- (2) 差別の解消と権利擁護の推進
- (3) 教育・啓発活動等の推進
- (4) 人材の確保・育成
- (5) 当事者会やボランティア等への支援

基本目標2 健やかに暮らしを支えるサービス提供

- (1) 生活支援の充実
- (2) 保健・医療の充実
- (3) 経済的な支援の充実

基本目標3 本人らしい暮らしを実現するための支援

- (1) 保育・療育・教育の充実
- (2) 雇用・就労の促進
- (3) 多様な社会参加の機会づくり

基本目標4 安全・安心のまちづくり

- (1) まちのユニバーサルデザイン化の推進
- (2) 災害時等の安全確保
- (3) 住まいの確保・整備
- (4) 情報・コミュニケーションの確保及び支援の充実

第2章 施策の展開



基本目標1 ともに生きる社会の仕組みづくり

(1) 情報提供・相談体制の充実

〈施策の方向性〉

- ◎障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を営み、自らの意思で生活のあり方を選択できるよう、個々のニーズに沿った情報の提供やきめ細かな相談支援体制の充実を図ります。
- ◎情報の提供については、障がい者が主体的にサービスを選択・決定することができるよう、サービスや事業者を選択するために必要な情報の積極的な提供を目指すとともに、一人ひとりの障がい特性に配慮した情報提供に努めます。
- ◎関係機関・団体との連携を強化するとともに、誰もが気軽に相談できる相談窓口の周知・啓発を促進し、相談体制の充実とネットワークの形成を目指します。

施策①	情報提供体制の充実と利用しやすさの向上	担当課
内容	○「九度山町障がい者（児）福祉のしおり」を活用し、町ホームページや「広報くどやま」、各窓口を通じて、障がい者と家族に対して行政や事業所の福祉サービス情報を提供します。	総務課 福祉課
	○町ホームページの福祉制度やサービスに関する情報の充実を図ります。	総務課 福祉課
	○手話奉仕員派遣による情報提供支援を行います。	福祉課
	○自立支援協議会や基幹相談支援センターと連携し、障がい者本人をはじめ、家族、保護者、介助者、障がい者団体、医療機関、学校、自治会等の関係機関や団体への情報提供の充実に努めます。	福祉課
施策②	相談体制の充実	担当課
内容	○相談窓口の周知に努め、障がい者本人や家族、関係者にとって相談しやすい環境を整備します。	全課
	○基幹相談支援センターを設置し、より困難なケースに対応する体制を強化します。	福祉課
	○橋本・伊都障がい者相談支援センターにおいて、相談支援の充実を図ります。	福祉課
	○ピアサポーター ^{※2} の育成を行うとともに、ピアカウンセリング ^{※3} やピアサポート ^{※1} 等、障がい者やその家族同士等の当事者による相談活動の充実を図ります。	福祉課

施策③	ネットワークの形成	担当課
内容	○障がい者の生活を地域全体で支えるため、地域の実情に応じた相談や緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備に努めます。	福祉課
	○精神保健福祉ネットワーク部会を拡充し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を形成することで、社会的入院を余儀なくされている精神障がい者の地域移行を推進します。	福祉課
	○医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設け、医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるよう努めます。	福祉課
	○基幹相談支援センターを中心に関係機関が連携し、包括的な相談支援体制を整備します。	福祉課

※1 ピアサポート…ピア（peer）とは、「仲間、同輩、対等者」という意味。一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることをいう。

※2 ピアサポーター…ピアサポートにおいて、支援する障がい者を「ピアサポーター」と呼ぶ。

※3 ピアカウンセリング…お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをすることをいう。

（2）差別の解消と権利擁護の推進

〈施策の方向性〉

◎障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合うことができる社会の実現には、障害を理由とする権利利益の侵害を防ぎ、必要かつ合理的な範囲の社会的障壁を取り除くための配慮を行っていくことを通して、差別の解消を推進していく必要があります。

◎障がいのある人が安心して生活ができるよう、障がい者への差別の解消をはじめとして、福祉サービス利用援助事業や親の高齢化や親亡き後の生活を見据えた成年後見制度等の権利擁護施策、福祉サービスへの苦情対応体制の充実を図ります。

施策①	障がい者差別解消の推進	担当課
内容	○「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする差別の解消と社会的障壁の除去に努めます。	福祉課
	○「障がいを理由とする差別の解消を推進するための九度山町職員対応要領」を活用し、職員研修を実施するなど、職員の資質向上に努めます。	福祉課

施策②	権利擁護のための制度や福祉サービス利用援助事業の普及・利用支援	担当課
内容	○成年後見制度等、障がい者の権利を守るための制度の普及と利用を促進します。	福祉課
	○人権に関するあらゆる相談について、人権擁護委員による人権相談を実施するとともに、各種啓発に努めます。	住民課
	○判断能力が不十分な人や日常生活に不安がある人が地域で自立して生活するために、社会福祉協議会と連携し、福祉サービス利用援助事業について住民に周知するなど普及・啓発を図ります。	福祉課
	○地域包括支援センター内に中核機関を設置し、成年後見制度の実施に取り組みます。また、成年後見制度の住民への周知を図るとともに、本人に判断能力がなく、親族がいない場合に、家庭裁判所への後見人の付与の申立てを町長が代行するなどの利用支援を行います。	福祉課
施策③	苦情解決体制の充実	担当課
内容	○社会福祉協議会や福祉サービス事業者と連携して、福祉サービスに対する苦情に適切に対応できる体制づくりに努めます。	福祉課

(3) 教育・啓発活動等の推進

〈施策の方向性〉

- ◎「障害者基本法」は、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定し、障がい者差別を禁じています。
- ◎障がい者が地域で自立し安心して生活するためには、地域や周囲の人たちが障がいについての正しい知識をもつ必要があります。
- ◎子どものころからノーマライゼーション*の考え方を浸透させ、障がい者に対する理解を促進するために、児童・生徒に対する福祉教育を充実させるとともに、地域住民が障がいについての理解を深めることによって、地域全体で障がい者を支えることができるよう、意識啓発活動を積極的に推進します。
- ◎自閉症や学習障害、注意欠陥多動症障害等、発達障がいや難病等への住民の理解を促進し、地域全体で発達障がいのある方と適切な関わり合いをもつよう図ります。

※ノーマライゼーション…高齢者や障がい者などを排除するのではなく、健常者と同等に、当たり前のように生活できるような社会こそが、正常な社会であるという考え方、理念。

施策①	啓発活動の推進	担当課
内容	○障がいのある人もない人もすべての住民の人権が尊重される社会づくりを目指し、人権尊重委員会と連携し、人権学習会や各種啓発を実施します。	福祉課 教育委員会
	○ノーマライゼーションの考え方に関する理解・認識を深める啓発活動、広報活動を推進するものとし、「障害者の日」(12月9日)、「障害者週間」(12月3日～9日)等を活用した啓発・広報を積極的に推進します。	福祉課
施策②	発達障がいや難病等への理解の促進	担当課
内容	○内部障がいや学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症等の発達障がいや、一般に理解の進んでいない難病について、町ホームページを活用し、理解の促進に努めます。	福祉課
施策③	広報活動の充実	担当課
内容	○「広報くどやま」にて、定期的に障がい者福祉に関する情報を掲載し、広く正確な情報の普及に努めます。	福祉課 総務課
施策④	福祉教育の充実	担当課
内容	○児童・生徒が障がい者に対する理解を深めることができるよう、学校教育において福祉教育の充実を図ります。	教育委員会
施策⑤	町職員の研修の推進	担当課
内容	○町のすべての職員が、率先して障がい者に対する認識を深めるよう、職員研修等に参加することで資質の向上に努めます。	総務課 福祉課

(4) 人材の確保・育成

〈施策の方向性〉

- ◎障がい者を支える人材が豊富で質の高いサービスが提供されることは、地域社会全体の福祉向上につながります。
- ◎障がい者やその家族が直面するさまざまな問題やニーズに対応するため、専門的な知識やスキルを持った専門職が適切なサポートを提供するとともに、サービスの質の向上を図ることができるよう、研修等を通じて障がい者を支える人材を確保・育成します。

施策①	人材の確保・育成	担当課
内容	○「地域福祉センター」をはじめとする相談窓口において、専門的な相談等に対応できるよう、専門職の確保に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
	○聴覚障がい者との円滑なコミュニケーションを確保するため、手話講座等の研修を通じ、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の育成に努めます。	福祉課
	○視覚障がい者との円滑なコミュニケーションを確保するため、代筆・代読の派遣を行うサービスについて検討を進めるとともに、支援員の確保に努めます。	福祉課 社会福祉協議会

(5) 当事者会やボランティア等への支援

〈施策の方向性〉

- ◎障がいのある人が、身近な地域内で共通の課題や同じ経験を共有する人々と集い、共感し合いながら助け合う当事者会を通じて、地域の中で自立して生活できるよう、当事者会の活動を支援します。
- ◎ボランティア等に関する学習会や障がい者との交流活動等を通じて、ボランティア等の活動を促進することにより、ボランティア活動への周知・啓発を図り、身近な地域における障がい者の支え手を育成します。

施策①	当事者会への支援	担当課
内容	○身体障害者会等の当事者会がその目的とする活動を一層活発に行えるよう、広報等の支援を行います。	福祉課
施策②	ボランティア育成講座の開催・充実	担当課
内容	○学校教育、社会教育等の場において、体験学習や総合的な学習の時間を活用した地域住民との交流を実施し、ボランティア活動への理解を深めます。	福祉課 教育委員会

施策③	ボランティア団体等への支援	担当課
内容	○ボランティア団体やNPOが設立され、活動が行われるよう、団体立ち上げへの支援を行います。	福祉課
施策④	ボランティア活動への支援	担当課
内容	○ボランティア活動に参加する意志のある人を発掘したり、多様な形で支援を必要とする障がい者とボランティアを結びつけたりするなど、ボランティア活動の拡充に取り組みます。	社会福祉協議会



基本目標2 健やかに暮らしを支えるサービス提供

(1) 生活支援の充実

〈施策の方向性〉

- ◎障がい者が住み慣れた地域で自立し、自分らしい生活を継続していくためには、一人ひとりのニーズや目標に合ったサービスが提供されることが重要です。
- ◎障がい福祉サービスや地域生活支援事業の実施を通じて、バリアフリーな環境の整備や、身の回りのサポートが必要な障がい者の生活を支援します。

施策①	高齢者施策との連携	担当課
内容	○地域包括支援センターの活用等、高齢者施策との連携を図り、障がい者や介護者の在宅介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した適切な保健・福祉サービスが受けられる体制づくりに努めます。	福祉課
施策②	訪問系サービス等の推進	担当課
内容	○居宅介護、重度訪問介護、行動援護等、障がい者に対する在宅サービスについて、対象者に適切なサービス提供を図ります。	福祉課
施策③	日中活動系サービス等の推進	担当課
内容	○生活介護、自立訓練、就労移行支援等、日中活動の場となるサービスについて、対象者に適切なサービス提供を図ります。	福祉課
	○障がい児通所事業所等の利用者負担については、給食費の助成を継続するとともに、移動にかかる負担の軽減策を検討します。	福祉課
施策④	居住系サービス等の推進	担当課
内容	○グループホーム等、居住の場となるサービスについて、橋本・伊都圏域と連携し、対象者に適切なサービス提供を図ります。	福祉課
	○施設入所支援について、障がい者の状態に応じてサービスを提供します。	福祉課
施策⑤	地域生活支援事業の円滑な推進	担当課
内容	○「相談支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」等の事業を実施します。	福祉課
	○基幹相談支援センターを設置し、「基幹相談支援センター等機能強化事業」、「成年後見制度利用支援事業」等を実施します。	福祉課
	○地域活動支援センターの設置に努めます。	福祉課
	○「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」を実施するとともに、その他未実施の任意事業についても実施に努めます。	福祉課

(2) 保健・医療の充実

〈施策の方向性〉

- ◎障がいのある人が生涯にわたって、自分らしく充実した豊かな生活を送れるためには、障がいによる身体的・精神的な負担を軽減し、健康を管理することが重要です。
- ◎障がいを早期に発見し、早期介入へとつなげることで、障がいによる症状や影響を抑え、適切な医療や事業につなげられるよう、予防的支援体制を構築します。

施策①	障がい予防の充実	担当課
内容	○すべての住民が、健康でこころ豊かに生活できるよう、健康づくり教室や健康学講座を開催し、生活習慣病をはじめ疾病の早期発見の機会を広く提供します。	住民課
	○妊産婦交流会や母子保健推進員研修会を開催し、妊娠中からの父性・母性を高め、楽しみながら子育てができるよう、母子保健推進員・保健師の活動等による、よりよい子育て方法や障がいに関する知識の普及に努めます。	住民課
	○妊婦、新生児訪問活動や母子保健推進員の活動等により、育児不安の解消や虐待の予防に努めるとともに、関係課との連携を強化します。	住民課
	○定期予防接種を行い、未接種が起こらないよう、適切な案内や必要性の周知を行います。	住民課
	○生活習慣病の予防のため各種健診を実施し、健診後の生活習慣の改善指導を充実します。	住民課
	○各種健診の実施日程等、健診を受診しやすい環境づくりに努めます。	住民課
内容	○成人及び高齢期の疾病予防と健康づくりのため、食と健康の教室等を実施するとともに、関係課と連携し、参加者の継続を図ります。	住民課
	○各地区健康相談を実施し、健康管理を促進します。	住民課
施策②	障がいの早期発見・早期療育体制の充実	担当課
内容	○4か月・6か月・10か月・12か月・1歳6か月・2歳・3歳6か月児に、発達段階に応じた健康診査、健康相談を実施するとともに、未受診者に対しては個別連絡を行います。	住民課
	○すべての妊婦を対象に、妊婦健康診査を実施し、異常の早期発見に努めます。	住民課
	○合併症を引き起こしたり、妊娠経過に異常があるハイリスク妊婦に対しては家庭訪問を実施します。	住民課

	○健診後、速やかに相談機関や医療機関等へつなぐことができるよう、関係機関や関係課との連携を図り、継続的な支援を行います。	住民課
	○必要と思われる幼児を対象に、療育指導や臨床心理士による発達相談を実施し、保護者に対する相談や支援等の相談体制の強化に努めます。	住民課
	○必要に応じて、乳幼児訪問や相談等により、関連機関や関係課と連携しながら支援を行います。	住民課
施策③	医療・リハビリテーションの充実	担当課
内容	○身体障がい軽減または除去するため、更生医療及び育成医療給付を促進します。	住民課 福祉課
	○病院や介護保険施設において実施する機能訓練事業や訪問看護等により、閉じこもりや生活習慣病の予防を推進します。	住民課 福祉課
	○医療技術の進展により、在宅での生活が可能になった障がい者に対し、適切なサービスが提供できるよう、関係機関との連携を図り、体制の整備に努めます。	福祉課
	○ねたきり高齢者等、訪問治療を必要とする対象者について、歯科医師会との連携を図ります。	住民課 福祉課
	○精神通院が必要と認められる障がい者に対し、必要な医療費等の自己負担の助成を継続します。	住民課
施策④	高齢障がい者対策の充実・推進	担当課
内容	○障がい者施設や介護保険事業所、地域包括支援センター等と連携を図り、高齢障がい者対策の充実・推進を図ります。	福祉課
施策⑤	精神保健対策の充実	担当課
内容	○精神障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域の関係団体、住民等の協力のもと、ノーマライゼーションの推進に努めます。	福祉課
	○往診・訪問看護等の病院以外の場所でも治療を受けることができる診療体制（アウトリーチ型医療体制 [※] ）の確立に努めます。	住民課 福祉課
	○健康・家族・職場・経済等の悩みから起こるこころの負担を軽減するため、相談支援専門員や臨床心理士による心理カウンセリング体制の充実を図ります。	福祉課

※アウトリーチ型医療体制…アウトリーチ（訪問）による支援により、「入院」という形に頼らず、まずは「地域で生活する」ことを前提とする医療体制。

施策⑥	こころの健康づくりの推進	担当課
内容	○うつ病は、早期発見、早期治療が可能であるため、相談窓口に努めるとともに、こころの健康づくりに関する教育、研修を実施します。	住民課
	○不登校、家庭内暴力等については、児童相談所や病院、精神保健福祉センター等と連携し、問題の解決に努めます。	福祉課 教育委員会
	○自殺対策計画を策定し、生きるための総合的な支援を充実させます。	福祉課
	○和歌山県の補助金を活用し、自殺対策や自殺対策に関する講演会・普及啓発活動等を実施します。	福祉課
施策⑦	難病患者への支援の推進	担当課
内容	○難病患者の療養生活を支援するため、保健・医療・福祉サービスを効果的に提供できるよう、保健所等関係機関と連携した支援体制の確立に努めます。	住民課 福祉課
施策⑧	精神障がい者の社会復帰対策の推進	担当課
内容	○精神障がい者の社会復帰を促進するため、就労に向けた取り組みを支援します。	福祉課
	○医療機関や保健所、地域の民生委員児童委員等と連携し、様々な場面における相談体制の構築に努めます。	福祉課
	○ホームヘルプやショートステイ等、在宅の精神障がい者に対する福祉サービスの充実に努めます。	福祉課
	○精神障がい者の地域での生活を支援するため、グループホームの整備を促進します。	福祉課
	○精神障がい者が適切な医療を受けることができ、精神科救急医療体制の整備や医療機関を含む相互協力体制が整備されるよう、関係機関に働きかけます。	住民課 福祉課
施策⑨	高齢者精神保健対策の推進	担当課
内容	○うつ病、ひきこもり予防等、急速な高齢化に対応したきめ細かな精神保健対策の推進に努めます。	住民課 福祉課
	○認知症に対応した専門機関や医療体制の充実を促進し、地域包括支援センターや社会福祉協議会、介護サービス事業所、地域の民生委員児童委員等を含めた連携体制を構築します。	福祉課
施策⑩	ひきこもり支援の強化	担当課
内容	○広報活動や講演会を通じて住民のひきこもりに関する理解を深めます。	福祉課
	○慢性的にひきこもり状態にある本人・家族を相談支援専門員につなぎ、必要に応じて「若者サポートステーションきのかわ」と連携を図りながら、訪問活動等を行い、不安の軽減に努めます。	福祉課

(3) 経済的な支援の充実

〈施策の方向性〉

- ◎障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、医療や介護等、福祉サービスを経済的な負担なく、安心して利用できるよう支援に取り組みます。
- ◎障がい者に対する各種制度を周知し、高齢であることや生活困窮であること等、複合的な課題をもつ人に対しては、関連制度の活用を促進します。

施策①	年金・手当等の制度の周知	担当課
内容	○「広報くどやま」や制度案内のパンフレットの配布等を通じ、各種年金、手当等の周知徹底を図ります。	福祉課
施策②	関連制度の活用促進	担当課
内容	○障がい者の保護者が死亡、または重度障がい者になった場合に、障がい者の生活安定を目的として、年金を支給する「心身障害者扶養共済制度」の周知を図り、加入を促進します。	福祉課
	○障がい者に対する医療費自己負担の助成、税の減免、各種運賃、料金割引等の周知を図ります。	税務課 福祉課等
	○生活困窮者に対して、社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付事業等を民生委員児童委員と連携し、周知します。	社会福祉協議会

基本目標3 本人らしい暮らしを実現するための支援

(1) 保育・療育・教育の充実

〈施策の方向性〉

- ◎発達のみずみや障がいのある子どもへの支援・訓練、親への相談・指導等が充実するよう、関係機関や事業所等と連携して支援体制を構築します。
- ◎心身の発達に障がいのある子どもの保育・教育の充実を図るとともに、進路の確立のための指導を充実し、生涯学習推進体制の充実に努めます。

施策①	保育・教育の充実	担当課
内容	○町内の保育所、幼稚園において、心身の発達に障がいのある子どもが他の園児とともに育ち合えるよう、障がい児保育担当者会を通じての研修を実施し、保育の充実に努めます。	福祉課
	○心身の発達に障がいのある子どもへの早期対応のため、保護者への教育相談や指導等相談体制の整備を図ります。	住民課 福祉課 教育委員会
	○保育所、幼稚園、小学校と連携し、障がいを早期に見出す体制の整備に努めます。	住民課 福祉課
	○教育委員会を中心に関係機関等と教育支援委員会の連携のもと、適正な就学指導に努めます。	教育委員会
	○町内の各小中学校での校内就学指導の充実に向けた取り組みを推進します。	教育委員会
	○心身の発達に障がいのある子どもがその能力に応じ、適切な教育が受けられるよう、特別支援学級の充実に努めます。	教育委員会
	○特別支援学級において、心身の発達に障がいのある子ども一人ひとりの児童・生徒の実態把握を十分に行い、理解に努めます。	教育委員会
	○特別支援学校と連携を図り、個別の支援を推進します。	教育委員会
	○発達障がいについての知識を普及し、保護者や学校、地域における理解を深めます。	教育委員会
	○心身の発達に障がいのある子どもの健全育成や社会参加、また家族の負担軽減のための取り組みに努めます。	住民課 福祉課 教育委員会
	○心身の発達に障がいのある子どもに対応できるよう、各種研修等を実施し、教職員の意識や資質の向上に努めます。	教育委員会
	○心身の発達に障がいのある子ども一人ひとりの障がいに応じた指導内容や方法、教材の工夫改善に努めます。	教育委員会

	○校舎や施設等に障がい児用トイレや階段の手すり、スロープの設置を推進し、教育環境の整備に努めます。	教育委員会
	○児童・生徒や教師、地域住民を含むすべての人に、障がいや心身の発達に障がいのある子どもについての理解を促進します。	教育委員会
施策②	進路の確立	担当課
内容	○心身の発達に障がいのある子どもやその保護者、一人ひとりの希望を尊重し、進路指導を行うとともに、作業所、事業所等での現場実習を行い、就労の定着に努めます。	福祉課 教育委員会 支援学校
	○心身の発達に障がいのある子どもの適正就学に向けて関係機関が連携し、家庭訪問や学校見学等、子どもの将来の自立を目指した就学先の決定ができるよう、保護者への指導・相談に努めます。	教育委員会
	○進路開拓のための事業所見学や就職後の職場訪問等、一貫した就労支援体制を構築します。	福祉課 教育委員会 支援学校
	○担任と保護者の信頼関係を築くとともに、校内就学委員会を開催し、入級指導を進めます。	教育委員会
	○教育課程や現場実習の充実等、就労に結びつく特色ある教育内容の充実を県教育委員会に働きかけます。	教育委員会 支援学校
	○心身の発達に障がいのある子ども一人ひとりの円滑な社会参加を促進するため、関係機関との連絡・調整を行います。	教育委員会
施策③	生涯学習の推進	担当課
内容	○生涯学習の推進を図るため、推進体制を確立します。	教育委員会
	○人権教育推進基本方針に基づき、住民の自主性、主体性を大切に、人権についての学習活動を推進します。	教育委員会
	○IT講習会を開催し、電子メールやインターネット利用技術を習得することで、コミュニケーションや情報収集の幅を広げ、自立と社会参加を促します。	教育委員会
	○各種講座・教室・サークル等を開設し、自己学習・相互学習を推進します。	教育委員会
	○住民の生活の中に体育、スポーツ活動を定着させ、健康増進と体力向上を図るとともに、楽しいコミュニティの場を形成するための社会体育活動を推進します。	教育委員会

(2) 雇用・就労の促進

〈施策の方向性〉

◎障がいのある人が、生まれもった能力や適性を十分に活かし、障がいの特性等に応じて活躍することは、地域社会の活性化につながります。

◎障がい者の雇用・就労が促進されるよう、障がいのある人の就労の理解を深めるための雇用促進の啓発を推進し、就労の場の拡大を図ることで、雇用促進の充実に努めます。

施策①	雇用促進のための啓発の推進	担当課
内容	○市内の事業所に対して、障がいへの理解促進や障がい者の雇用環境改善のための情報提供を行うなど、障がい者の雇用促進と働きやすい職場環境づくりを推進します。	福祉課 産業振興課
	○ハローワーク橋本と連携し、ジョブコーチ ^{※1} 支援事業や「障害者トライアル雇用 ^{※2} 」の活用を促進します。	福祉課
施策②	職業指導・職業紹介相談の充実	担当課
内容	○伊都障がい者就業・生活支援センターへの支援を行い、障がい者の雇用の促進と職業生活の安定を図ります	福祉課
施策③	地方公共団体における障がい者雇用の促進	担当課
内容	○町や関連機関における障がい者雇用の推進します。	総務課
	○障がい者の体験学習の場として、町や関連施設での受け入れを行います。	総務課
施策④	福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進	担当課
内容	○町障がい者就労施設等からの納品等の調達方針に基づき、町のゴミ袋の製作等、就労支援施設へ町が委託する作業の拡大に努めます。	福祉課
	○福祉施設等の自主製品の開発・販売について、その推進に努めます。	福祉課
	○町の関連施設における障がい者の就労の場を提供します。	福祉課
内容	○一般就労への意欲や能力がある障がい者については、伊都障がい者就業・生活支援センターや自立支援協議会就労支援部会等を通じて、一般就労への移行を進めるとともに、就労定着支援の活用や一般企業への啓発を実施します。	福祉課

※1 ジョブコーチ…障がい者の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のこと。

※2 障害者トライアル雇用…障がい者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとすることを目的とした制度。

(3) 多様な社会参加の機会づくり

〈施策の方向性〉

- ◎地域活動を通して、障がいのある人の社会参加が促進されるよう、各種団体と連携を図ります。
- ◎町内のすべての障がい者があらゆる分野の活動に参加できるよう支援するとともに、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。

施策①	障がい者も参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進	担当課
内容	○スポーツ・レクリエーション大会等においては、障がいの有無に関わらず、一緒に楽しめる競技や種目の設定を行うこと等により、障がい者の参加を促進し、交流の拡大に努めます。	教育委員会 福祉課
施策②	文化活動への参加支援	担当課
内容	○公民館活動等における各種教室、講座においては、障がい者も参加しやすくなるよう支援します。	教育委員会
施策③	図書館における点字図書等、バリアフリーの充実	担当課
内容	○障がい者の学習機会の充実に努めるため、点字図書等の充実に努めます。	教育委員会

基本目標4 安全・安心のまちづくり

(1) まちのユニバーサルデザイン化の推進

〈施策の方向性〉

- ◎高齢者や障がい者をはじめとして、地域の住民の社会参加を促すためには、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念を取り入れた、バリアフリーな環境を整備することが重要です。
- ◎和歌山県では、平成26年に「和歌山県福祉のまちづくり条例」が施行されています。
- ◎住民のみならず障がいをもつ来町者にとっても訪れやすく、快適に過ごせる環境の整備に努めます。

施策①	交通バリアフリーの推進	担当課
内容	○駅周辺等、歩行者の多い地区については、歩道の整備、道路障害物の排除等を推進します。また、町内の主要道路（特に私鉄駅から道の駅）についても、車いすが通行できるようなバリアフリー化等、歩道の整備等を目的とした国・県への働きかけを促進します。	建設課
施策②	移動に関する支援の充実	担当課
内容	○外出支援サービスの周知を図り、障がい者が自由に外出できるよう、支援策の充実を図ります。	福祉課
	○本町で実施しているシルバータクシーチケットや介護タクシー等の移動支援事業のさらなる充実に努めます。特に、シルバータクシーチケットについては、年齢要件や助成金額等の見直し・検討を行います。	福祉課
施策③	公共建築物等におけるユニバーサルデザイン化の推進	担当課
内容	○役場庁舎等をはじめとする公共建築物、名所旧跡等の観光スポット及びその周辺については、段差の解消、スロープ、手すり、車いす利用者用トイレ等の設置等に努めます。	総務課 施設管理 担当課
施策④	多くの人々が利用し公益的な機能を有する建築物のユニバーサルデザイン化	担当課
内容	○商業施設、飲食店等のサービス業施設においては、ユニバーサルデザイン化を促進します。	総務課 建設課

(2) 災害時等の安全確保

〈施策の方向性〉

- ◎障がい者にとって、自然災害時等の避難は、危険や警報を感知しにくいことや、避難時の移動困難、突然の変化への適応がしにくい等、さまざまな課題があります。
- ◎予期せぬ自然災害等が起こったとしても、安全を確保できるよう、災害時や緊急時の支援体制及び防犯体制を確立することが必要です。
- ◎自治会や自主防災組織等を中心とした災害時の助け合いの仕組みづくりを進めます。
- ◎犯罪被害に遭うことのないよう、地域ぐるみの防犯対策を講じます。

施策①	避難誘導マニュアルの整備	担当課
内容	○避難行動要支援者の避難支援対策の一環として、関係課と連携し、避難誘導マニュアルの整備を行います。	福祉課
施策②	身近な地域における災害時支援体制の推進	担当課
内容	○障がい者が生活する身近な地域において、要支援者の理解を得ながら、避難行動要支援者名簿の情報を社会福祉協議会及び民生委員児童委員に加えて、自主防災組織や自治会等にも共有することで効果的な支援体制を構築します。	福祉課 地域防災課
	○障がい者が生活する身近な地域において、障がい者の特性を踏まえた避難訓練を実施します。	地域防災課 福祉課
施策③	防犯意識の啓発	担当課
内容	○障がい者が犯罪や事故に遭うことのないよう、民生委員児童委員等による日ごろの見守り体制の強化を行います。	福祉課
	○障がい者に対し、消費者啓発チラシ等を配布することで防犯意識の向上に努めます。	福祉課

(3) 住まいの確保・整備

〈施策の方向性〉

- ◎地域に住む障がい者が、自立した日常生活・社会生活を安心して継続するためには、グループホーム等、地域における住まいの場の確保が重要です。
- ◎「障害者総合支援法」における「施設等から地域生活への移行」という方針に基づいて、障がい者が地域で自立した生活ができるよう、グループホーム等の障がい者向け住宅の整備や、住宅のユニバーサルデザイン化等を推進します。

施策①	住宅の改善、ユニバーサルデザイン化	担当課
内容	○身体障がい者が在宅で自立した生活ができるよう、住宅改善に関する相談に応じ、住宅改造助成制度の活用による住宅の改善、ユニバーサルデザイン化を促進します。	福祉課
施策②	グループホームの確保	担当課
内容	○家族との同居や一人暮らしが困難な要介護者が、可能な限り自立して地域で暮らせるよう、橋本・伊都圏域で連携し、グループホームの確保に努めます。	福祉課

(4) 情報・コミュニケーションの確保及び支援の充実

〈施策の方向性〉

- ◎障がいによる情報格差が生まれないよう、デジタル・ディバイド^{※1}を解消し、障がいのある人がICT^{※2}の恩恵を享受できる情報バリアフリー社会を目指します。
- ◎情報通信技術を活用することで、障がい者のもてる能力を活かし、自立と社会参加が実現できるよう支援を促進します。
- ◎視覚障がい者のための点字資料や音声データ等、それぞれの障がいに合わせた情報提供・コミュニケーションを確保することによって、円滑な支援を図ります。

施策①	情報提供の充実	担当課
内容	○町ホームページや「広報くどやま」における障がい福祉情報の充実に努め、障がい者が容易に情報入手できるように努めます。	総務課 福祉課
	○行政情報については、視覚障がい者のために点字資料や音声データによる資料提供に迅速に取り組みます。	総務課
施策②	コミュニケーションの確保	担当課
内容	○手話通訳が利用しやすい体制を整備し、聴覚障がい者が生活しやすい条件を整えます。	福祉課
	○手話奉仕員養成研修を継続するとともに、手話サークル等の広報に努め、聴覚障がい者とコミュニケーションを図りやすい環境を整えます。	福祉課
	○代筆・代読の派遣を行うサービスについて検討を進めるとともに、支援員の確保に努め、視覚障がい者とコミュニケーションを図りやすい環境を整えます。	福祉課 社会福祉協議会

※1 デジタル・ディバイド…情報・通信技術を使える人とそうでない人の間に生じる格差

※2 ICT…情報・通信技術



第4部

自殺対策計画

第 1 章 計画の目指す方向



1 基本方針と目標

自殺に対する基本認識を踏まえ、自殺総合対策大綱により示された基本方針に沿った、総合的な自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

また、個人においても地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携の強化

自殺に追い込まれようとしている方が安心して生きることができるよう、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを実施します。

自殺の要因となり得る生活困窮、虐待、性暴力被害、ひきこもり等、関連の分野においても、現場の実践的な活動を通じた連携の取り組みが展開されていることから、連携の効果をさらに高めるため、多様な分野の生きる支援にあたる方々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において効果的な施策を講じます。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取り組み」として、幼児期からの切れ目ない子育て支援や学童期、思春期における子どもへの主体性、自己肯定感を高める関わりを推進する取り組みを実施します。

(4) 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った方の心情や背景が理解されにくく、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及・啓発を行います。

住民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている方が発している、不眠や原因不明の体調不良等の自殺のリスクを示すサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、心に寄り添っていけるよう、広報活動、教育活動等の取り組みを推進します。

(5) 関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政をはじめ、関係団体、民間団体、企業、住民等が連携・協働しながら、社会全体でセーフティネットとなる自殺対策を推進することが必要です。

そのため、それぞれが主体性を持って「生きることの包括的な支援」に取り組み、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組むことが求められています。

そのため、本町においてもこのことを認識し、自殺者、自殺未遂者、自死遺族等関係する方々の名誉及び生活の平穩への配慮について取り組みます。



『数値目標』

自殺総合対策大綱において、国は令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標としています。九度山町では、単年度のデータで分析することは難しいことから、引き続き、国や県の集計がわかる範囲の直近5年間の死亡率を全国平均以下で推移することを目指します。



2 基本施策

基本方針と数値目標を踏まえ、国が示す基本施策と地域自殺対策プロファイルに示される重点施策を踏まえ、下記の基本施策を設定します。

基本施策：国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」を基に設定しています。

基本施策1：地域におけるネットワークの強化

基本施策2：自殺対策を支える人材の育成

基本施策3：住民への啓発と周知

基本施策4：生きることの促進要因への支援

基本施策5：児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策：「地域自殺対策政策パッケージ」において、本町における自殺の現状を踏まえ、重点的に取り組むべきとされた3つの「重点施策」を設定しています。

重点施策1 高齢者対策

重点施策2 生活困窮者対策

重点施策3 勤務・経営対策

施策1 地域におけるネットワークの強化

施策2 住民へのお知らせと相談

施策3 女性・子ども・高齢者層への対策の推進

施策4 自殺対策を支える人材育成

第2章 施策の展開



施策1 地域におけるネットワークの強化

〈施策の方向性〉

- ◎「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政をはじめ、地域団体や医療・健康・福祉関係機関、企業や事業所、そして住民一人ひとりがお互いに協力しながら自殺対策を総合的に進めていくことが重要です。
- ◎それぞれの主体が各自の役割を理解したうえで、連携・協働の体制をつくっていく必要があります。
- ◎今後は、地域課題の把握や対応策の検討を行う協議体を設置するとともに、関連分野における連携体制の充実・強化や、町全体での自殺対策を進めるための体制の検討等を進めていきます。

〈主要な担当課〉 福祉課、教育委員会



取組	要保護児童対策地域協議会の推進
内容	○要保護児童等の具体的な事例の検証から、適切な支援を提供できるよう、関係機関の連携体制に取り組みます。
取組	生活支援体制整備事業の推進
内容	○地域で暮らす高齢者の困りごとを、地域で解決する仕組みを創出します。
取組	地域ケア会議の開催
内容	○高齢者の具体的な事例の検証から、適切な支援を提供できるよう、関係機関の連携体制に取り組みます。
取組	地域自立支援協議会の開催
内容	○障がい者の具体的な事例の検証から、適切な支援を提供できるよう、関係機関の連携体制に取り組みます。

施策2 住民へのお知らせと相談

〈施策の方向性〉

- ◎「自殺は個人の問題であり、予防はできない」といった、自殺に対する誤った考え方を取り除き、生活の中で様々な悩みや不安を抱え、精神的に追い詰められたときには誰かに援助を求める、という考え方を普及させることが自殺対策の第一歩となります。
- ◎周囲にいるかもしれない、悩みや不安を抱えた方の存在に気づき、寄り添い、必要に応じて支援機関への相談をすすめるという、自殺対策において一人ひとりが担うことのできる役割を意識できるよう、住民に対する周知啓発が重要となるため、様々な情報媒体を通じた周知啓発にも取り組んでいきます。

〈主要な担当課〉 企画公室、税務課、住民課、福祉課、産業振興課、上下水道課、教育委員会



取組	自殺対策に関する啓発
内容	○広報・ポスター掲示を行います。
取組	人権相談
内容	○人権に関する悩みの相談支援。関係機関の紹介や相談内容に応じた連携支援をします。
取組	行政相談
内容	○行政の仕事等についての苦情や相談を受け付け、助言や関係機関に通知等を行います。
取組	消費生活相談
内容	○悪徳商法、消費者被害に関する相談支援を行います。
取組	納付相談
内容	○支払いが困難な方の相談を行います。
取組	子育てに関する相談
内容	○子育てに関する相談支援を行います。
取組	健康に関する相談
内容	○病気や健康作り等に関する相談支援を行います。
取組	社会福祉協議会心配ごと相談
内容	○生活に関するあらゆる心配ごとの相談支援。関係機関の紹介や相談内容に応じた連携支援をします。（委託事業）

取組	地域包括支援センター高齢者総合相談
内容	○高齢者が抱える何でも相談を行います。また、関係機関の連携体制に取り組みます。
取組	民生委員・児童委員相談
内容	○担当地区の民生委員・児童委員が相談対応を行います。
取組	障がいに関する相談
内容	○障がい者が社会参加できるように向けて相談支援を行い、関係機関の連携体制に取り組みます。
取組	自死遺族に対する相談
内容	○自死遺族に対して相談支援を行い、関係機関の連携体制に取り組みます。



施策3 女性・子ども・高齢者層への対策の推進

〈施策の方向性〉

- ◎妊娠・出産から、乳幼児期・就学期において、その成長過程で様々な支援者が関わりますが、子どもや保護者に対しての支援が、切れ目なく行われることが必要です。支援機関の連携を強化し、途切れなく支援を継続する体制の強化を目指します。
- ◎若者が命の大切さを実感できる支援に加え、悩みを抱えたときに他者に相談することや相談先を知ること、相談しやすい相談体制の強化など、若者のSOSを適切な支援につなげられるよう努めます。

〈主要な担当課〉 住民課、福祉課、教育委員会

(1) 女性・子ども等

取組	妊産婦訪問事業／新生児、乳児訪問事業
内容	○保健師による訪問指導を行います。
取組	妊産婦交流会
内容	○妊婦と出産後間もない方の交流会で、子育て仲間を増やします。
取組	乳幼児健診
内容	○発達検査、医師の診察、子育て指導を行います。
取組	乳幼児健康相談
内容	○子育て相談、身体測定、発達相談で支援します。
取組	子育て世代包括支援センター事業
内容	○妊娠や子育てに関する相談全般で支援します。
取組	母子保健推進委員会
内容	○地域で子育てを応援します。
取組	(九度山幼稚園)園解放
内容	○未就園児のサークル活動により、保護者間での交流を促進します。
取組	学校教育での推進
内容	○学年に応じた内容で、病気、心の健康、いじめなど他者からの攻撃、金銭教育、命の教育を実施します。
取組	スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW)等の配置
内容	○心の健康相談や居場所作り、自己有用感を感じ、そうした機会に出ようとする取り組みで、教職員やSC、SSWが相談支援します。
取組	いじめ対策の推進
内容	○いじめを早期発見、早期解決するよう取り組みます。

取組	青少年センター
内容	○青少年の健全育成活動（少年相談、補導活動、非行防止、招致活動）を行います。
取組	育英奨学金等奨学金
内容	○進学のための奨学金により、教育が受けられる機会を創出します。

（２）高齢者

取組	脳トレーニング教室
内容	○元気高齢者対象に年10回、ゲームや手芸、軽体操等を実施します。
取組	介護予防教室
内容	○転倒予防や口腔機能向上、認知症予防等を目的に教室を開催します。
取組	介護予防自主サークル
内容	○介護予防教室の修了者が各地区の集会所等に集まり、自主的に運動等を実施します。
取組	介護予防サロン
内容	○月1回程度各地区の集会所等に集まり、椅子に座って出来る程度の運動や催しを実施します。
取組	介護予防・生活支援サービス事業
内容	○ヘルパーやデイサービスが必要な方に介護支援専門員がプランを立てて事業を利用していただきます。
取組	みまもり電話
内容	○毎日自宅に安否確認の電話でメッセージがあり、家族等に応答内容を伝えます。
取組	緊急通報システム
内容	○一人暮らし高齢者が怪我等緊急に支援を必要とするときの通信システムにより、見守り体制の強化に努めます。
取組	認知症サポーター養成講座
内容	○認知症の理解を深め、地域や職域で認知症の人や家族に対して出来る範囲で手助けする人を養成する講座を開催することで、認知症サポーターを養成します。

（３）すべての世代

取組	人権教育
内容	○人権教育を実施します。
取組	社会を明るくする運動
内容	○更正保護にかかわる団体が、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援します。（社会福祉協議会に委託）

取組	成年後見人制度相談窓口
内容	○金銭や書類の管理が困難となってきた場合の代理制度で、関係機関の紹介や相談内容に応じた連携支援をします。



施策4 自殺対策を支える人材育成

〈施策の方向性〉

- ◎自殺対策を進めるにあたっては、様々な悩みや不安、生活上の困難を抱える人に対しての「気づき」が重要であり、一人ひとりが抱えている課題に気づくことができる人材を育成することが重要となります。行政職員や保健・福祉・医療等関連分野で活動している方だけでなく、住民の方々にも「気づき」の意識を持ってもらう必要があります。
- ◎今後は町職員や支援団体、専門職や教職員、また、広く住民の方々も対象とした研修の実施を通じて、自殺対策を支える人材の育成を図ります。

〈主要な担当課〉 総務課、住民課、福祉課、教育委員会



取組	住民のゲートキーパー育成の実施
内容	○様々な団体や一般住民に対して、気づき役・つなぎ役としてのゲートキーパーの育成を進めていきます。
取組	自殺対策に関わる人材のゲートキーパー育成の実施
内容	○住民の生活背景やSOSをきめ細かに把握し、適切な支援につなげられるよう、行政職員を対象にゲートキーパーに対する理解の促進を行います。
	○住民に関わる業務を行う専門職等に対しゲートキーパーに対する理解の促進と人材育成を行います。
	○ゲートキーパーの育成にあたっては、育成スキームを明確にし、計画性のある人材育成に努めます。
取組	行政職員・学校職員等のストレスチェックの実施
内容	○職員等のストレスチェックを実施し、事後対応として産業医による面談を行うなど、職員のメンタル不調の未然防止を図ります。

資料編

1

九度山町地域福祉計画策定委員会設置要綱

九度山町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び自殺対策基本法（平成18年法律第58号）第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、地域福祉の推進について、広く町民の意見を聴取するため、九度山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に関すること。
- (2) その他計画策定のために必要な事項の決定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、行政関係者、福祉関係者及び関係団体のうちから町長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱又は任命した日から当該年度の末日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、委員会を招集し、これを主宰する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2

九度山町地域福祉計画策定委員会名簿

(敬称略、順不同)

氏名	所属	備考
松岡 美千子	障害者父母の会 会長	
前川 成巳	九度山町身体障害者会 会長	
下坊 陽規	九度山町老人クラブ連合会 会長	
三浦 多代	民生児童委員協議会 会長	
深山 ひとみ	九度山町社会福祉協議会 事務局長	副会長
辻 正雄	教育長	
三浦 和徳	総括参事	会長
河合 利恵	住民課長	
正野 恵胤	福祉課長	
垣花 若子	保健師	

第3期九度山町福祉計画

(第3期九度山町地域福祉計画)

(第3期九度山町障がい者基本計画)

(第2期九度山町自殺対策計画)

令和6年3月発行

発行者／九度山町

〒648-0198 和歌山県伊都郡九度山町九度山 1190

T E L / 0736-54-2019

F A X / 0736-54-2022

編 集 / 九度山町 福祉課